

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第十六号

昭和三十七年三月十五日(本曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

本日委員藤田進君辞任につき、その補欠として野瀧勝君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂嘉君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
東 隆君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
重政 庸徳君
仲原 善一君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
大森 創造君
小笠原三三男君
北村 暢君
清澤 俊英君
野瀧 勝君
天田 勝正君

政府委員

厚生省環境衛生局長 五十嵐義明君
農林政務次官 中野 文門君
農林省農林経済局長 坂村 吉正君

食糧庁長官 大沢 融君
林野庁長官 吉村 清英君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

農林省畜産局参事官 保坂 信男君
農林省畜産局衛生課長 田中 良男君

本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査(農林水産政策に関する件)

○森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梶原茂嘉君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

本日、藤田進君が辞任され、その補欠として野瀧勝君が選任せられました。

○委員長(梶原茂嘉君) 農林水産政策に関する調査を議題といたします。本件について御質疑の要求がござい

ますので、これを許します。野瀧勝君。

○野瀧勝君 私が質問をする点は、当面の農政の実務に關して二、三の点をお伺いしたいと思います。特に最近におきましては、環境衛生も非常に活動的になってきております。同時に、農業基本法がいい悪いは別にいた

しまして、農業基本法に基づく畜産増産という一つの動きもあるわけですが、畜産と環境衛生というものが不即不離の關係でいかなこと、行政上問題になる点が出てくると思ふのであります。そういう点について、きょうは環境衛生局長と畜産局長と共済制度にも關係のある経済局長とをお願いしたわけでございます。

私が、第一にお聞きしたいと思ふことは、この畜産方面に特に今まで技術的指導をしてきたのは、一つの技術ないしは獣医師とかいう資格のある人がこの方面の多くの技術指導をしてきたわけですね。ところが、その獣医師法たるや、依然として昔、そのままであつて、現状に於けるにはあまりにもそぐわないものがあるのではないかと思ふのでございます。こういう点について、畜産局長並びに環境衛生局長から、ひとつ御答弁をお願いしたいと存じます。

○説明員(保坂信男君) ただいまお尋ねでございました獣医師に關しましては、獣医師は約一万八千人おられます、そのうち特に獣医師に従事する人員は一万七千人程度でございます。なお、その中には国なり都道府県、市町村等で職員として獣医師關係の業務に従事してあります者が相当部分を占めておるわけでございますが、このほか民間団体、個人の診療等に従事いたしました者、九千人余りになっておるわけでございます。従来獣医師の關係の団体等から

御指摘のような獣医師の活動の分野につきましていろいろと御指摘もあり、待遇の改善その他については御意見があるわけでございますが、獣医師の活動が助長されますことが畜産の振興に重要な役割を果たしますことは御指摘のとおりであると思ふわけでございまして、私どもも獣医師の活動が助長されますことにつきましては、従前からいろいろと私どもは意を用いて考えておるところでございますが、これらの待遇の問題等につきましても私どもが直接手の及びます面といたしましては、家畜伝染病予防法等で御協力を願います關係もございまして、それらの場合に、獣医師の方々を臨時に御協力をいただくような場合のいろいろの諸手当等につきましても、従来予算においても努力をして参つたわけでございまして、最近ここ二、三年來若干ずつ手当の助成等を考へて参りましたが、来年度の予算におきましても、本年度八百円の半額、四百円程度の助成でありましたものを、さらに一千円程度の、半額程度の助成ということで予算に計上し、御審査を願つておるわけでござい

ます。さらに、共済保険等の面につきましても、農業法の面では畜産保險の立場からいろいろと予算の面で御尽力を願つておるところであります。

○政府委員(五十嵐義明君) 厚生省の所管事務のうちで公衆衛生、特に環境衛生關係で多数の獣医師の方の御活躍をいただいておりますことは御指摘のとおりでございます。その数はおよそ二

千三百人前後かと思ひますが、中央、地方を通じて食品衛生監視の事務、あるいは屠畜検査の事務、狂犬病予防の事務、その他環境衛生監視事務等に従事いたしておるわけでございます。これらの獣医師である公務員の質の向上といった面につきましては、私どもも数種の講習会等を通じてその質的な向上をはかつておるわけでございまして、もちろんこの定員等の上にも不足の面はございますが、質の向上等によりまして、おおむね環境衛生の事務の実施に支障のないような活動を得ておるわけであります。

なお、獣医師法の現状について、どうかというお尋ねでございますが、私どもは所管外でもございまして、特にこの問題を取り上げまして私どものほうで検討いたしましたということはないわけでございます。一応私どもの仕事の分野におきましては、現在の獣医師法によつて免許を受けた有資格者の職員によつておおむね支障のない業務を実施いたしておるという状況でございます。

○野瀧勝君 ちよつと畜産局参事官のお話で、獣医師法は三十四年の十二月三十一日以来、どういうところが直つておるのですか。直つておるものか、そのままでですか。

○説明員(保坂信男君) 三十四年以來、その後におきましては改正は行なわれておりません。

○野瀧勝君 そうなると、私、先ほど申しましたとおり、これから畜産振興

るいは共済でいろいろお願いをしてお
ります。その医、そういうようなものにつ
きまして共済の診療点数といひま
すか、診療費につきまして、三十年以
来改訂してなかつたわけでございま
す。そういう状態では、全体の物価が
上がり、全体の情勢が変わつておりま
すのに、まことにこれは共済事業とし
ても困る、こういうようなことでござ
いまして、いろいろ点数改訂をやりま
したわけでございますが、その中で
往診料につきまして、今まで五点的の
のを六点に引き上げて、大體二
〇%アップということになります。そ
れから獣医のほんとうの技術料でござ
いますから、これにつきましては一
二・五%のアップということで、全体
の情勢から申し上げますと、もう少
し何かに上げるべきじゃないか、う

がしたのでございまするけれども、今までの、昨年来の医師会のいろいろ点数改訂あるいは医療費の改訂、そういうものとも関連をいたしまする問題でございしますので、そういうような関係も考慮いたしましたして、二一・五％アップ、こういうふうなことで三十七年度から実施をしよう、こういうことでございます。

○野澤勝君 この家畜共済のほりに対する診療点数の引き上げ、単価が改正をされたんですが、その点は、私はむしろ単価を改正をされても、農民に負担が転嫁されるんでございますから、そういう形において獣医師の諸君の手当を優遇するという考え方については意見がございしますが、きょうはいろいろとその点で時間をとられてはなりませんので、また後日聞くことにいたしますしやう。

次に、私、環境衛生局長並びに畜

は、図者はかり中心にもの考える。保健衛生というものは全体のものなんです。環境衛生は全体のものなんです。大体環境衛生なんて、ふろ屋のほうは何メートル以上の煙突を立てろ。自動車会社のほうはどうですか、あのまっ黒い重油をたいて、どんどん出る、あの煙を放任しておく。そんなばかな環境衛生というものはあるものじゃない。一方のほうは湯屋は何メートル以上の煙突でなくてはいいかぬ、いや魚屋はこういう装置をしろ、お菓子屋はこういう装置と。自動車のほうは自由だ。こんなばかなこと、これはまあ余談に入りましたが、そういうことでは、環境衛生局長だめですよ。あなたたは誠意をもって御答弁されたかたから、きょうはこの辺にとどめます。最後にあなたに一つ申し上げておきたい。あなたも、もつと英断をもって、議會答弁だけでなく——今までわかつているのですよ、大體看護婦より獣医師のほうが地方公務員の資格が高いということはわかつておる。技術を尊重するのは今までわかつておる。それも國家試験をさんざんやつておいて、さらにそれで二年の修業をしなければならぬ。そういうことで、まあこれは産婆でも看護婦でも同じことだと思いますが、少なくとも私どもはそういう基礎的な學問をさせて、將來日本の畜産、環境衛生ともに総合的に検討しなければならぬ重大な時期でございますから、この点を強く局長さんに申し上げ、あすからでも通達を出せるように、ひとつあなたのはうは相談をされ、さらに、きょうは大蔵省が来ておりますが、いずれまた、大蔵省はほかの機会に私は強く要望しておきますから、

十分ひとつ御座る願います。その点に對してひとつ答弁を。

○政府委員(五十嵐義明君) ただいま御要望の点につきましては、十分御趣旨を尊重いたしまして、これを検討して参りたいと存じます。

○野澤勝君 次に、私が伺いたいのは、これも事務的な話でございますが、食糧庁長官がおられるのですが、とりあえず私のお伺いしたいという事は、三十六年度の供出米と等外米がどのくらいありますか。それをひとつ。

○政府委員(大沢融君) 等外米の全体を占めます率は一二%でございます。○野澤勝君 昨年は非常に雨が多くて軟質米が多いといわれておったのですが、ちやうど一二%というところ、実際、数量においてどのくらいですか。それと同時に、前年度の対比の数量を……

○政府委員(大沢融君) 三十六年産米が百三十万俵、その前が四万俵程度でございます。

○野澤勝君 そうすると、非常にこれから見ても、ばかに等外米が多くなつたのですが、それはどういうわけでしたか。

○政府委員(大沢融君) 私、技術的なことよくわかりませんが、天候の関係だと聞いております。

○野澤勝君 大沢君、それはあなたが全部知つておられると思ふから、それは私の質問に對して、もしすぐお答えができれば、あとで資料でもよいから、そういうように一つ考えてお答えをして下さい。

○政府委員(大沢融君) 多少補足いたしますと、八月中旬以降の異常高温によります早場米地帯の割割粒の多発と

か、第二室戸台風、九月十六日でございますが、倒伏または潮風害等による登熟の不良、あるいは九月下旬以降の高温多雨による倒伏穂芽の多発、特に西日本の穀粒病、二化メイ虫の多発というふうなことで、全国的に質が低下しておるといふことでござい

○野澤勝君 その点はよく私もわかるのですが、単に西日本だけじゃないですよ。全体が昨年は等外米が多かつたのですよ。やはり天候の関係もあるのじゃないか、政府のほうで等外米に対する一つの考え方といふんですか、その考え方があまねく食糧事務所長あたりに徹底しておつたのですか。

○政府委員(大沢融君) もちろん徹底させております。

○野澤勝君 徹底させておつたというが、いろいろ理解ができなくて問題が起つておる箇所も一つや二つじゃないのです。まあ、露骨な点を申せば、いろいろ言うことがたくさんござい

○政府委員(大沢融君) 誠心誠意をもつてやつていきたい、こう思つております。

○野澤勝君 もう一点だけ何つておきたい。最近米価等の問題について……これは政治上の問題ですから、あなたに聞くべきことでなく、河野君からまたお聞きしたいと思ふので、そのことは私はききようはいたしません。ただ問題は物価が非常に上がりまして、農民は全く現状に耐えかねておるわけ

○政府委員(大沢融君) 検査によつて受けた損害というふうな御意味かと思ひますけれども、違法というふうなことがあれば、損害賠償の責任はとるといふようなことにもなりましようが、

違法性がなければ、そういうふうな問題は起らないというふうに理解しております。

○野澤勝君 違法性があればそれを検討して、それに対する賠償をする、こゝういふわけですね。そう考えていいで

○政府委員(大沢融君) 民法の違法行為の規定もございまして、ああいうことであれば、もちろん損害賠償責任があるといふことでございまして。

○野澤勝君 もう一点聞いておきたいことは、こうした問題がたとえに至るところに起つておるのですよ。だから、今度は大沢君が食糧庁長官になつてから、まあいろいろな経験にかゝるが、ひとつ長官も今後末端の行政指導に十分留意を願いたいと思ふのです。この点に對するお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 誠心誠意をもつてやつていきたい、こう思つております。

○野澤勝君 もう一点だけ何つておきたい。最近米価等の問題について……これは政治上の問題ですから、あなたに聞くべきことでなく、河野君からまたお聞きしたいと思ふので、そのことは私はききようはいたしません。ただ問題は物価が非常に上がりまして、農民は全く現状に耐えかねておるわけ

○政府委員(大沢融君) 検査によつて受けた損害というふうな御意味かと思ひますけれども、違法というふうなことがあれば、損害賠償の責任はとるといふようなことにもなりましようが、

違法性がなければ、そういうふうな問題は起らないというふうに理解しております。

○野澤勝君 違法性があればそれを検討して、それに対する賠償をする、こゝういふわけですね。そう考えていいで

ものは十分に考へてもらいたいと思ふのです。

それといふ一つ考へなければならぬことは、「食糧会計の赤字」といふことですけれども、あれはほんとうの農民のための赤字といふのはわかりません。やはり二重米価の関係もありますし、それからその他いろいろな関係があるのであり、それから配給機構の問題についていろいろな問題があるのであつて、そういうふうな点を総合的にひとつ考へて、それから米価は農民の生産所得補償であるという点をひとつ十分留意を願ひたい。さらにもう一点申し上げたいのは、先般一万人からの農民が農林省に陳情に來たわけですね。要請に來たわけですね。それですつたんだをいたしまして、結論はつかないでやむやになつたのですが、しかし今後の米価の算定並びに決定までについては相当問題も起るし、またあると思ふので、今申ししたような点を十分一つ勘案して、その点は食糧庁長官、毅然たる態度を考へて、正しい米価算定をし、百姓を圧迫することのないように特に希望しておく。それに対して一つ当局の考え方を聞きたい。

○政府委員(大沢融君) 私就任まだ日も浅くて目下勉強中でもございまして、ただいまの御意見よく参考にさせていただきます。

○委員(長瀬茂重君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員(長瀬茂重君) 速記を起し下さい。

○委員(三郎君) 豚の価格の問題、豚の値段の問題ですが、これに地域格差をつける理由を承りたい。豚の価格

は、最低価格で政府が保障するために買ひ上げるのであつて、最低である以上、政府の指定した場所においての最低の価格でなければならぬと思ふのです。それを地域格差をつけるというこゝの理由を承りたい。これは地方において大問題になつておる。

○説明員(保坂信男君) 先般豚の安定基準価格を告示するにあたりまして、各市場ごとの価格をきめるにつきては、ただいま御指摘がございまして、たゞ、東京、大宮、横浜、大阪、名古屋並びに関西方面の広島、福岡等の価格につきましては、特に西のほうの大阪、広島、福岡の価格につきましては、一つは仕立て法の違いもございまして、従来の市場価格の形成から見まして、一定の格差がございまして、その格差に準拠して、大阪は二百二十円、広島は二百十五円、福岡におきましては二百四十円ということで、従来の実績によつて格差をつけて定めたわけでございます。

○説明員(保坂信男君) はい。

○委員(三郎君) そうすると、政府が価格安定のために最低価格を設けた趣旨から見て、私はその従来の格差がついておつたからというのでは説明がつかないと思ふのですがね。その点に對する見解を最後に伺いたいと思ひます。

○説明員(保坂信男君) ただいま申し上げましたように、従来の取引の数年間の価格差、地域ごとの、市場ごとの価格差というものと、仕立て法の皮はぎ法と湯はぎ法の差がございまして、さういふ点から定めたことは申し

○説明員(保坂信男君) はい。

○委員(三郎君) そうすると、政府が価格安定のために最低価格を設けた趣旨から見て、私はその従来の格差がついておつたからというのでは説明がつかないと思ふのですがね。その点に對する見解を最後に伺いたいと思ひます。

○説明員(保坂信男君) ただいま申し上げましたように、従来の取引の数年間の価格差、地域ごとの、市場ごとの価格差というものと、仕立て法の皮はぎ法と湯はぎ法の差がございまして、さういふ点から定めたことは申し

○説明員(保坂信男君) はい。

○委員(三郎君) そうすると、政府が価格安定のために最低価格を設けた趣旨から見て、私はその従来の格差がついておつたからというのでは説明がつかないと思ふのですがね。その点に對する見解を最後に伺いたいと思ひます。

○説明員(保坂信男君) ただいま申し上げましたように、従来の取引の数年間の価格差、地域ごとの、市場ごとの価格差というものと、仕立て法の皮はぎ法と湯はぎ法の差がございまして、さういふ点から定めたことは申し

上げましたとおりなわけでございます。

○温水三郎君 二百四十五円というのは、政府がきめた最低の価格なんです。そうしたならば、日本で一番安いところがそうでなければならぬと思うのですがね。その点どうなんですか。

○説明員(保坂信男君) それは各市場ごとについて定める建前をとりましたので、従来の流通の実態から考えましてもそういう実情になっておりますので、それを変えることについては、いろいろ御意見はございましたが、先ほど申しましたような立場で定めたので、ございませう。

○温水三郎君 いやそれはどこまでも踏襲するつもりなんですか。再検討の余地はありませんか。

○説明員(保坂信男君) いろいろ御意見のございます点は、よく検討いたしたいと思っておりますが、先般告示いたしましたばかりで、最近それに準拠いたしまして買い上げを実施をいたしておる段階でございますので、今直ちにそれを変えようかについては、この場で明快なお答えをすることはちょっと差し控えていただきたいと思います。

○温水三郎君 研究する余地があるのか、全然ないのか。

○説明員(保坂信男君) 研究をする余地は非常に少ないと私は思っております。

○温水三郎君 じゃいいです。

○委員長(梶原茂雄君) 森林法の一部を改正する法律案(閣法第八九号)を議題といたします。

本案につきましては、提案理由の説明及び補足説明等は、すでに聴取いたしております。また本案は、去る九

日、衆議院から送付せられ、本委員会に付託せられました。

それではこれより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○安田健雄君 実は政府でも、農林省でも、林業の基本問題調査会の答申案も出ておることだし、それからそういう面からいって、林業の構造改善というようなことで、相当抜本的な対策を講ずる、そのためには、今のわれわれの推察する状態からすれば、当然林業の基本的な問題の解決として、基本法というようなものを策定しなければならぬ段階ではないか。こういうように判断もでき得る状況にあるわけなんです。したがって、そういう中で今度の一部改正法案が提出されたわけでございますが、この内容についてはいろいろと問題点があるろうかと思われ、それでございませうが、そういう立場に立って、この法案を審議するにあたりまして、一応われわれのほうにいたしまして資料を提出したいと思われ、けでございませう。したがってその資料について、次の点について、ひとつ間に合うものは早急に出していただいで、間に合わないものは、この審議中でけつこうでございませうが、順次ひとつ御提出願えれば幸いと思われ、でございます。

そこで資料については、まず五年ごとに向こう十年の計画を立てなければならぬというように、第四条においてうたつてありますから、そういう点に関連いたしまして国有林と民有林の木材供給の機能について出していただきたい。昭和三十三年以前の実態と、ちよど造林計画を立てましたところ

の昭和三十三年以後の実態、数量を用途別に明らかにするような資料を御提出願いたい、それが一つ。

それから、国有林を処分するにあつて、各地点があるわけですが、その地点別の数量、これはできることならば、三十三年以降五年間ぐらいのものを出していただきたいと思われ、でございます。

それから、国有林の処分をするにあつて、当然それについての払い下げ価格があるわけでございますけれども、処分した価格の推移状況、こういうものを出していただきたい。

大体そこらへんでけつこうでございませうが、その次に、同時にそれに対するところの、そのときにきまつた価格の算定方式というものがあつたわけでございますが、これが明らかにするならば、ひとつその方式を明らかにしてもらいたい。

それから二として、製品、造林におけるところの作業種別及び請負の実態、これも年次が明らかにするものだけをお願いしたいと思われ、でございます。

次は、立木を処分する場合等があるわけでございますが、立木を請負といひますか、入れで処分する、あるいは直営生産を行なう、この二つの面に分れるかと思われ、そういうようなものの資料をわける年度別でひとつ出していただきたいと思われ、でございます。これは実行と計画があるわけでございますから、計画と実行をお願いしたいと思われ、でございます。

それから昨年あたりは、非常に増伐を行なつたわけでございますけれども、むしろ国有林の増伐が非常に増え、逆に民有林のほうは、そう増

伐の実績が上がっていないようにも聞き及んでおりますから、そういう点について、最近数カ年間の民有林、国有林の伐採量の比率、対比といひますか、そういうようなものをお出し願いたいと思われ、でございます。

それから、造林のいわゆる近代化と申しますか、そういう面からいたしまして機械の導入が行なわれるわけでございますが、そういう点について、機械の導入の状況、こういうものをひとつ提出していただきたい。同時に、それに伴うところの輸送を、今、いわゆるトラック輸送に切りかえておりますから、その林鉄が廃止の傾向にある。したがってその林鉄の撤去した地点名がおわかりになつたら、それを出していただいて、合計の延長キロ数、そういうようなものがどのくらいあるか、三十三年に造林計画を立てましてから、それ以後おわかりになりましたら御提出願いたいと思われ、でございます。

それから、こういうような状況からいたしまして、今、他産業へこれは農業との格差が生じたように、そういう中から林業関係においても同じことがいえるだろうと思われ、したがって林業関係から他産業への労働力の、労働者の流出状態、こういうものが把握できましたならば、これにつきましてもお願したいと思われ、でございます。

それから、昨年八月の閣議決定による増大計画の実績について国有林、民有林、外材輸入、こういうようなものについてのひとつ数量をお示し願えたならばそれを出していただきたいと思われ、でございます。大体以上でございます。できないものはあとでいいですけれども、できるだけひとつ。

それから私、衆議院のほうへこの法案の審議にあつて提出した資料があるわけでございますが、そのうちこちらの審議にとつて衆議院へ提出した資料のうちで必要だと思われ、あるいは参考的になるといふようなものについてありましたらばそれもあわせて御提出願いたいと思われ、でございます。

○政府委員(吉村清英君) 承知いたしました。それで細部については後ほど少し詳しく伺いたいと思われ、でございます。

○委員長(梶原茂雄君) どうぞ打ち合ましてひとつ準備を願います。

○北村健君 まず私はこの法律案が森林法の一部改正ということで提案されたのでございませうけれども、今安田君からの資料要求がなされましたので、そういう資料が出て参りますという、非常に質問に都合がいいのであります。それが出てこない中で質問を始めるということになると、今資料要求をしたものにも若干関連をじて質疑をするようなことにもなるのじゃないかと思われ、最初この法律案の提案するに至りました動機といひますか、そういう問題について基本的な問題で伺いたいと思われ、したがって御存じのようにならば基本問題の調査会がきて答申がなされたわけでございます。この答申の内容は相当膨大なものであつて、生産政策、構造政策を含めて大へんな膨大な今後の農業のあり方についての答申がなされております。したがって、この答申に對しまして一体いかなる考え方で、またどのように忠実に今度の法律改正をするという立場をとられたか。私は森林法という法律は従来からいへば農業

て御質問をいたします。

○政府委員（吉村清英君）　ただいまお言葉にもございましたように、基本問題調査会から基本問題とその対策という答申が出て参りました。私どももいたしましては、これを森林審議会あるいは部内の研究の部会、あるいは外部の専門家に委嘱をいたしまして検討をいたす事項等を取り上げまして検討をしておるのでございます。

仰せのようにこの森林法と申しますものは、確かに一つの森林に對します基本的な法律であると私どもも考えております。たゞこの森林法におきましては資源政策が非常に重点的に取り上げられておきまして、一面この答申にもございませうな構造政策、この点につきましましては、もちろん仰せのように計画制度を完全に実施をして参りますと、これによつて目的は達成できることも言えないことはないと思つてございしますが、そういうた面が表面に出ておらないように考えておるのでございます。したがいまして、林業者あるいは森林の所有者、それから森林の労働者と申しますか、そういうた面からの取り上げ方という点につきましましては、私ども今後検討をいたす必要があるのではないかとというように考えておる次第でございます。

○北村暢君　ただいまの御答弁では森林法というものは、どちらかといえば

基本法的な性格を持つておる、しかも、従来の傾向として生産政策といったものが重点的に取り上げられておる。今度の改正においても計画制度と伐採許可制度を、これを解くという問題と保安林の整備強化の問題、要約してこの三点だけでございしますから、そいう点からみますというところ、従来の森林法の持つておる性格とあまり変わつておらぬ、このように見て差しつかえないと思うのです。そうしますと、私はせつかくこの基本問題調査会であれだけの学識経験者を集めて検討をし、そしてせつかく内閣に對して、これは農林大臣に對する答申じやない、池田内閣總理大臣に對して答申をしておる。こいういわざわざういう法的措置をとつて、そして答申をしたものに對して今度の森林法ではこの答申に對して、まあ生産の一部分についてはこたえたかもしれない、計画制度等についても内容的には私は答申とは全然違ふものが、今度の改正案に出てると思つておりますから、この具體的なこまかい問題については今後やるといたしましても、とにかく大筋にいつて今日の林業の曲がかりにきておる、農業でいへば農政の曲がかりかと、林業でいへば抜本的な改正をして政策的な転換をして今後の基礎を確立していくといふような形における、いわゆる農山村といふものを主体にした構造改善といふものを含めた改正案になつていないことは、今長官の答弁でも明らかだと思ふのです。まあこの法律の中でできないことはない。山村振興なり何なりといふことは、全然ないわけじゃないのでありますから、できないことはないでしようけれども、しか

し法の体系からいって答申案を尊重したものと、これは全然理解ができないと思います。したがって、森林法に基づく中央森林審議会、こういふ森林審議会の答申案に基づいても、これもまあ同じく農林大臣に対して答申がなされておる。しかも、これは第一次、第二次と中間答申がなされて今度の法律改正になってきておる。こういうふうに私は見ております。したがって、一体、政府は基本問題調査会の答申案というものをたな上げにして中央森林審議会の答申に忠実にこの法律を改正した、私ども見方によつてはそういうことが言い得るのじゃないかと思う。一仕事当局としては、どっちに重点を置いて検討をされて今度の改正案を出したのか。私は今度の改正案では、まことに本末転倒で、せっかく内閣に設けて基本問題の答申をした答申の効果というものが、何らこの法案の改正に現れてきていない。どつちかといえば、従来の森林法の中におけるしかも内部的な中央森林審議会というものについての審議委員の構成についても、私どもはどちらかといへば納得のいかなないものを感じておる。そういうものの中で答申がなされたものが主体にこの法案ができていくというふうに思うのでありますけれども、一体どっちに重点を置いて今度の改正というものをやられたのか、この点についてひとつはっきり御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉村清英君) どちらも同じに私ども考えておるわけでございます。この答申に盛られた趣旨、それから審議会ですういった問題につきまして検討を加えられました趣旨、ともに

尊重いたしまして検討を私どももいたしたわけでございます。審議会の委員も調査会の林業関係の委員とは大体重置をしていると申し上げていいのじゃないかと思えます。

○北村鶴君　大体重置しているといふふうに言われますけれども、それに疑義が実はあるのでありまして、その点はまた、いいのですが、ただ私は牛ほども言っているように、基本問題調査会の答申案というものは、ほとんど大部分たな上げになっているのです。今度の改正案。したがって、これを重置したと義理にも言えない森林法の改正案が出ています。これはお認めになりますか。この点は長官で答弁できませんか。これは、大臣で、これ根本的な問題ですから、今後の日本の林業というものを、今、答申案というものをせつかくもらって、一体どうするかということとで、どちらかといえば、林業の基本法といったものを私どもは提案することとを望んでおつた。ところが、どちらかかといえは、森林法の改悪的な、生産政策に非常に重点を置かれたような改正がなされている。近代的な感覚に基づくこの構造政策といったようなものについては、触れておらない。基本問題から、答申案からはちよつとはずれるのでありますけれども、私どもは今後の林業というものを考える場合においては、特に農業と林業とを比較した場合に、農業というのは一応農地改革といふものが行なわれている。林業の場合はその農地改革に匹敵するものも、行なわれておらない。行なわれておらない中においてきわめて封建的な所有形態というものが歴史的に続いている。そういうような姿の中で、

一体今後の林業の近代化というものをどうやってやっていくのかといった場合に、土地制度の問題にまで発展をして、抜本的にやらなければ、根本的な林業政策というものは解決できない、このように考えておる。また、基本問題調査会の一部の委員の中にもそういう主張をした人がおることも事実です。しかしこれは少数意見として取り上げられなかった。それくらい重要な問題として私どもは見えておるのです。でありますから、そういう点からいえば、今度の答申案というものについては、私どもは全面的にこれで満足するものではないのでありますけれども、しかしながら、今までの林業の考え方とは変わった形の考え方というものが、答申案の中にはやはり出てきているのです。その変わったものが、今日これが全然どういふふうに処理されたのか、今度の改正案では全然私どもは把握することはできないのです。したがって、今日はこの程度にとどめておいて、抜本的にこの基本問題調査会の答申案に基づく基本法というものを、今回は間に合わないでこいういふような形で出たが、さらに今後答申に基づくような農業基本法に匹敵する林業の基本法的な性格のものを出す考え方があるのかないのか、これをお伺いしたいと思うのです。そうでなければ、この法案を審議するにあたってのわれわれの腹がまえというものも違う。暫定的にこいういふものだというのだったならば、私どももある程度理解しないわけにいかないが、一向に基本問題に関するような、答申にあったような問題を無視してしまつて、林業の基本法といったような性格のものが出

○政府委員（吉村清英君） その点でございますが、特に御指摘の構造政策の面ににおきましては、私どもも自來鋭意検討に努めて参つておるところでございますが、御指摘のような土地改革等の問題は、一応この答申にもお断わりがございますように一応別といたしまして、やはり土地所有関係から参ります国有林の問題、あるいは公有林、澤落有林、民有林の問題、私有林の問題、こういう点につきましても非常に複雑な問題がございまして、十分な結論を得るに至つておらないのでございします。したがしまして、その他構造政策といたしましては、林業に関連いたします経営の改善等の問題、あるいはまた広く流通問題にも関連をいたしたてたいたしまして、農林基本法にまあ匹敵ということでございしますが、その意味でございしますが、私どもといたしましては、この森林法の改正案とは別に、どういふ結果が出るかわかりません。今のところまだ十分に予想を申し上げかねるわけでございします。とにかくこの結論をなるべく早期に得まして政府の態度をはつきりいたしたいというように考えておる次第でございします。

○北村暢君 どうもそこら辺のところをはつきりしないのですが、この森林

いう法律の中で、抽象的なものから一般的政策全体を織り込んだ法律に作っていくのか、こういふような腹があるのかどうか。そういうことを聞いておるのであります、今後の構造政策だけをつぎ足せば、それで森林法というものは大体いいんだとこういふふんな考へ方でおるのかどうか。そうするとやはり根本的な問題についてはこれで大体できてゐる、あとは足りない構造政策面をつぎ足して別の法律にするか、この法律の一部改正でいくのかそれかはわからないけれども、その程度に考えておるのかどうかこれを伺いたい。

○政府委員(吉村清英君) 先ほど特に構造政策ということだけに限つて申し上げたわけでございますが、先ほど私がお答え申し上げました意味は、やはり林業振興という面をとらえた体系になるのではないかと考へ方を持っております。したがいまして、はたして森林法の中になじむような性質のものであるかどうかといふことは、まだ検討の余地があるかとは思ひますが、一応これは原則になるんじゃないかといふような考へ方も持っております。

○北村鶴君 それはもうすでに考へ方として出ていることは私も知つていますよ。知つておりますけれども、山村振興のような考へ方の法律を準備するとかしないとかいふ話もあることは知つておりますし、手党の皆さんでもそういう意見があるといふことは私も知つておるのです。しかし、それが出れば大体終わらだところいふふんな考へ感であれば、私もやはり相当突つ込んで今度の森林法の一部改正といふものを考へておかなければならぬといふ

明確に出てこなければいけないでし
う。今の森林法の中で国有林とは
いったら、国有林は民有林でないもの
が国有林なんだという定義になってい
るんですよ。全くそういうようなこと
で、国有林の使命が一体何なのか、ど
ういう機能を果たすのか、そういう
うなことが基本法としての中にはつき
り出てこなければいけない、私はそ
思う。そういうことでないでし
う。今度の法律改正というのはです
ね。体国有林の使命なら使命という
ものには、対してどういことなるの
か、さうい
ばり今までの森林法の中ではわか
ちかちか
いでしょう。基本法だったら、少
なけれどもですね、そういうことが
私には出
なければならぬじゃないかと思
う。それは従来からの計画制度、私
は従来からの計画制度のほうがか
かえてい
いかと思
う。今度の
おそらく後退をしたと、私はそう
思
ます。そ
うい
な形にお
いて実
際に国
有林が
何なの
だ、そ
れな
らまた
この計
画制度
の中で
国有林
と民有
林のつ
ながり
がどう
なるの
か、さ
うい
う今後
の開発
という
問題に
ついて
も、林
道一つ
とつた
って、一
体林道
の開発
と、民
有林と
民有林
の林道
の開発
がどう
なるの
か、そ
うい
うこと
すらこ
の法律
の改正
では
から
ないで
す。全
く基本
法の体
裁は
絶対
なして
おらぬ
。こ
うい
うもの
を
もつて
この基
本法だ
という
考え
方で
こ
ま
まに
改
正さ
れるの
だつた
らば、
私ども
は相
当に
や
はり
慎重
に、今
度これ
は簡単
に通
すわけ
にいか
なくな
つてく
るわけ
です
。今後
山村振
興のよ
うなも
のを
つづ
か
せて、
それで
林業の
基本法
は終
わり

でございます、こういうことでは、何のために貴重な二年間もかけて基本問題の調査会を設けて検討をし、林業のかくあるべきだといふようなことについて答申をしたのかわけわからない。政府はこの答申についていかように尊重したと言われるのかわからないです。よ。一体長官はこれで基本法といふことで満足するような基本法になつていふと思つてゐるのか。

○政府委員(吉村清英君) 私最初に申し上げましたのは、一つの基本的な法律だと考へておりますといふことを申し上げたと思つてゐる。その後に別途な対策を考へておりますといふことも申し上げたわけでございますが、私も考へております。次々に検討しております。この基本問題と、基本対策の答申に出ております問題につきましては、私どもは全面的に検討を進めまして、こう何と申しますか、おさなりなものを一部作つて逃げようといふような気持で考へておるのではございませんで、どこまでもこの答申全般にわたつて十分な検討を進めまして、国有林といわず民有林といわず、対策を講ずる態度をはつきりして参りたいといふように考へておるのでございませう。私の御説明がどうも十分至らないで恐縮でございませうが、そういうことでございませう。

○北村暢君 ですから、その点はあまり繰り返してもしょうがないです。それから、これはやはり今後の林業政策のまじめな意味におけるえりを正すといふ意味からいって、これはやはり農林大臣にはつきりした答弁をもらわなければ私は承服できないと思つてゐますが、実

際今度の改正案は、どちらかといへばごく簡単な改正です。これで林業の基本法に匹敵するものだといふことなら、今言つたように国有林が何だかわからないでしよう。一体国有林は何のためにあるのか、どういふ機能を果たすのか、国有林の使命といふものは何かといふことが、この基本法の、森林法の中にどこにあるのですか。これは重大問題です。今地方的にいふまでも、国有林に対するいろいろな批判が出てゐるのです。国民の山と財産としての国有林のあり方といふものは、基本法の中に、森林法の中に明確にかくあるべしと書いてない、わからないです。何が何だかわからない。そういうような基本法といふのは、私は特に農業と違ひまして、農地改革が行なれて一応自作農といふものが確立されてゐる段階と違ひます。それから、特に表現にしても何にしてもむずかしいだらうと思つてゐます。国有林でないものは全部民有林である、県が持つてゐる山も、市町村が持つてゐる山も、私有林で私有で持つてゐるものも、私有林もみんな民有林といふ定義でしよう。そういうようなことで今後構造改善をやつていきますならば、一体何を基本に構造改善をやるのですか。今後における農山村における構造改善といふものは、主体はやはり山村農家なり、個々の経営体そのものが主体になつて構造改善といふものが行なわれなければならない。その場合に、この私有林、公有林、社、寺有林といったもののあり方なり何なりといふものを、どうやって構造改善といふものに結びつけていくかといふことがはつきりしないので、そういうものは

全部一緒にした民有林でございます。確かに官で持つてないから、民有林には相違はないけれども、そういうばく然たることでこの森林法といふものができてゐるのです。今度の計画制度だつて、個別計画といふものは出てないでしよう。県知事が森林計画を作るだけで、答申案は、今までの計画制度といふものは上から押さへつけた計画制度だからだめだ、したがつてこれは、今度下から積み上げた森林計画制度にしなければいけない、これはあたりまえのことです。私もそれはそう思ふ。ところが、下から積み上げたがつかない。法律の改正の森林計画といふものは、県知事が今までの基本計画についてばく然たる計画をやつて、足につかない森林計画ができるようになる。途中から計画をする、木材なんだから地につけないといふはえなです。そういう中途半端な法律改正になつてゐるのです。私もそれはその経営計画そのものについてもいろいろ意見がありますけれども、とにかくそういうことで、構造改善といふようなものからいつても、私も一体国有林、民有林の中でも、非常に所有形態の複雑な、そういうものを一体どうやって林業の生産の上に構造改善として、この対策として乗つていくかといふことが根幹でなければならぬ。今までの資源政策的な森林法の改正の域を少しも脱してない基本法といふものは、全然基本問題の新しい感覚におけるこの林業の基本的な政策といふものを織り込んだ一部改正にはなつておらない。こんなもので私は林業の基本法でございませうといふのでは、おそまつもはなはだしと思つてゐます。これ

は。したがつて、この点は、私もこの程度のものだったならば、もう少し待つてしつかりしたものを出したほうがなおよかつたのではないかと思ふのですが、答申もあるから出さないわけにもいかない、したがつて、まあこの程度で当たりさわりのないところで出そう、こういうふうにししか受け取れないのです。ほんとうにやる気があつて真剣に取り組んだといふふうには理解できない、こういう法律だと思つて、どうですか、それは。したがつて、この抜本的な基本法に匹敵するものを一体出そうといふのか、これは出さないといふなら、われわれの野党のほうでも今基本法の準備をしつゝあるのですから、林野庁が出さないなら私のほうが出すと、こういうことになつて、林野庁は大きに恥をかく結果になるのではないかと思つてゐますが、どうなんですか、一体、あくまでも山村振興法的なものと、構造改善といふものを加味したようなものを出して、それで、糊塗しようとするのか。構造改善なんといふのは、法律がなくなつて、公庫の資金でもうすで二十億、去年からやつてゐるわけでしょう、この問題についても先般の漁業の場合と同じように、この法律に基づかないで勝手に行政措置でもつて構造改善事業といふものは林野庁ですでにやつてゐるのです。そういうことで、基本法はどうであらうとどうであらうと、林野庁は木を植へたり、資源問題については心配のないように行政措置でどんどんやつていくんだから、まあおまかせ下さいと言ひならどうかしらぬけれども、そういうことにはならないのじゃないですか。やはり林政といふものが

今までどちらかといへば、政治的にも農業と比べれば、この国会の論議なんといふものははるかにされないで、林政といふものが今まで何となく通つてきておるといふ状態でしょう。したがつて、この時期において本格的にやはり林政を取り組んで、今後の根本的な方針を明らかにしたところの法律といふものと、基本的なものとひとつ取り組んでいく、こういう態度で一般国民も理解をする、こういうことでなければならぬと思つてゐます。ところが、この程度の改正では国民はおそらく承知をしない、私もそれはそう思ひます。したがつて、今、鹿児島でも青森でも国有林解放の問題がどんどん地方議会で決議されたりして出てきております。これは長官も御存じのとおりだと思つてゐます。一体それじゃ国有林といふものを、そういう地方の諸願なり何なりに対して、国有林はかくあるべしで、このように持つていなければならぬのだといふことが、国民にはんとうに理解されたならば、そういう問題には直ちにどうと起つてくるといふようなことはないでしよう。ところが、国有林の意義なり何なりといふものは国民に知られてゐない。国有林といふものは適当にやつておるのだ、いわゆる山役人のような非能率な運営をやつておるのだ、また膨大な営林局署という組織機構を持つて国民の上に君臨をして、そしてやつておるのだ、そういうようなことから、国民の国有林に対する批判といふものも出てくるのです。やはり民主的に運営されよう、しかも国有林が使命としてどういふ使命があるのか、はつきりいたしませんけれども、従来は国土保全であ

るとか、あるいは自給問題とかいろいろあるようございますけれども、とにかくこれだけの国有林というものが、必要なんだという信念があり、計画制度の中でも国有林の配置なり何なりというものと積極的に政府が取り組み、国民の納得の上においてやっていくというのなら、これは国民だつて納得するでせう。国有林というものは一体何のためにあるのかわけがわからなければ、国有林があるなら払い下げたらよからう、解放したらよからう、こゝろ言うものが出てくるのです。それは国有林というものの基礎がはつきりしていないからです。これは国有林というものの成立の過程において、旧藩時代から資本主義経済のまだ発達しない段階に何となく国有林になつてしまつたという歴史的過程、その当時の経済の状態と、今日の非常に進んだ経済の段階における国有林の機能とは、当時とはもう全く変わった機能というものを持つておるのです。そういうものが国民に知らせられないで、歴史的に持つておるから国有林というものはかくあるべしだ、これでは国民は納得できない。新しいやはり国有林の使命というものは、国民に納得してもらふだけの基本というものが明らかにならなければならない。林業そのものが財産的保有でもって、資本主義の段階にきてない。今、日本はもうすでに資本主義は下り坂にきていて、上に資本主義は上り坂までまだいてない、こゝろいうことでせう。そういうことがはつきりしてないうちは、一体林業の基本というものはどこにあるか、これはさういふことは求めてゐるのじゃないんですか。さう

でない限り、私はこの計画性を一部変更したり、保安林を強化したり、ルーズだったのを管理監督を厳重にするんだ、こゝろいう程度の森林法の改正では、私はどうもおかしいのじゃないか、こゝろいうふうに思ふのです。まあこの点は、何回しゃべつても尽きませんから、時間も時間ですから、この点は一つ大臣といずれやりたいと思いますが、一つ委員長もその措置をとつていただきたいと思ひますが、とにかく私どもの理解としては、基本的なものは将来は出すのだ、さういふ中で、どちらかといへば一部改正ということ、とりあへずの改正をしておくのだ、こゝろいうふうな理解をせざるを得ないような改正の内容にしかなつておらぬ、こゝろいうふうに思つておるのです、その程度のものでしたならば、私もさうさうさうさう、これは上げておいてもいいのじゃないか、こゝろいうような感じをもつておつたわけですが、こゝろがこれが最終であつて、あと出ないといふようなことになると、これはやはり相当慎重に審議する必要があると思ひます。ですから一つこの点は大臣ともやりたいと思ひますから……

○政府委員(吉村清英君) 先ほど来私のお答えが十分にいつて参つておらなかつたと思ひますが、先生の最後の発言業のように、私もどつちかしては、とにかく結論の出たものから早く実施をして参りたい、と同時に、答申に盛り込まれた全般の事項につきましては、何か一時のがれのようなことで逃げてしまいたいといふような気持は毛頭持つておりませんので、どこまでも根本的な態度といふものを出します

ために、最初にも、お言葉にございまして、非常に広範な、非常にむずかしい問題もございしますので、その結論を得つて実施をして参りたいといふように考えております。

○委員長(梶原茂雄君) 午前はこの程度といたしまして、午後は一時二十分から再開したいと思ひます。

午後零時十七分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(梶原茂雄君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、森林法の一部を改正する法律案(閣法第八九号、衆議院送付)を議題とし、本案に対する質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○櫻井忠郎君 午前中予算委員会にいつておりましたので、北村委員からあるいは御質問等があつたのかもしれません、改正案について若干お伺ひいたします。いろいろ理想的な立場からいふと問題点もあるやうであります、政府としての努力のあとも、改正案にはいろいろかゝり知れるのであります、そのうちで特に私重要だと考える一点についてお伺ひいたします。

資源にはならない。われわれの国民生活の中にそのものを持ち込んでくるというところで、初めて資源として生きてくる。端的にさういふ見方をすれば、林道の開設といふことが、何よりも林政の目的の一つであり、森林資源をわれわれの産業構造の中にもほんとうの資源として持ち込む手段として最も大切なもの、こゝろいうふうに私考するのではありませんが、森林法あるいはその改正案等については、四、五、五、五、それから何条でありますか、百九十三条でしたか、に記載はしてあるものでありますけれども、その表現する仕方といふものが、将来の林政の中における林道政策といふものを実行していくためには、端的にいうと、非常に力強い条文の書き方ではなからうか、さういふふうに考へるのであります。たとえば農業でいうと、農業の近代化、生産性を上げる手段としてまず第一番にとられることが農業基盤の整備、農業基盤の整備のために土地改良法といふものが現に存在する。もちろん、先般成立した農業基本法の目的、性格からいふならば、現行の土地改良法は必ずしもこれに合つておらないので、私はごく近い将来に、現在の土地改良法も農業基本法の条文に沿つたふりに改正していくのが適當じゃないかと思つておるのですが、これと似た何か林道に関する特別立法とでもいまいしょうか、林道法とでもいまいしょうか、少なくとも法的な措置をとつて、山の資源を最も有効適切にわれわれの生活の中に持ち込んでくるという目的を達成していくために立法措置を考えておられるか、現にその法案等についてすでにいろいろ作業に入つておられるであらうか、

また、さういふ法案を出す意思が現在はないのか、その辺についてお考えをお聞きたいと思ひます。

○政府委員(吉村清英君) 林道の問題でございしますが、御指摘のように、わが国の森林はまだ未開発の部分三割以上もあるといふような状態でございます。したがつて、将来資源の開発、あるいは林業構造の改善といふようなことを強く打ち出して参りますために、まずその基盤を作つて参るということが非常に大切なことではないかと考へるのでございします。私どももいたしましては、いろいろと調査、検討を進めておるところでございします。が、ただいまのところ、自動車道以上の林道といふものは、森林の面積ヘクタール当たり約二メートル程度しかないでございします。北歐等の先進国におきまして、この何倍、十五メートル以上もあるといふのが実情のようでございます。この点についてさらに努力をして参らなければならぬことは御指摘のとおりだと考へております。したがつて、私も、私も三十七年度の間に林道の調査を実施することにしたしております。で、林道の調査をいたしまして、林道の基本的な計画といふものを立てたいと考へておるのでございします。その間におきまして、この林道の事業の推進をはかりましたためには、やはり強力な法制化といふことが必要ではないかといふように考へまして、実はただいま検討をいたしておるところでございます。で、その成果を得まして、独立にいたしますか、あるいは森林法の中に一章を設けることによるかが適當であるか、その点については十分検討をしなければならぬと考へておりま

すが、そういう方向で進めるようにた
だいま検討をいたしておるところで
ございます。

○櫻井忠郎君 ただいまの長官の答弁
で法制措置はとりたいという意思だけ
ははっきりしたのであります。いろい
ろ考へておられるお話ですが、ど
の程度に考へておられるのか。私は少
なくとも次の通常国会にはこの法案と
いうものははっきり出していく、相
なるべくは、あるいは秋ごろに臨時国会
があるかもしれない。そういう際に出
でなければいけないことではありま
すけれども、おそくとも次の通常国会
までには必ず出してもらう、それにつ
いてははっきりした御決意があること
か、大臣に伺わなければならぬこと
かと思ふのだけれども、大臣の代理と
して長官ひとつお答え願いたい。

○政府委員(吉村清英君) この林道と
いうものの考へ方が最近変わつて参
つていて、また変へて参つていてとい
うことにつきましては、先生御承知のと
おりでございます。で、問題はやはり
最終的には公道との関連ということも
出て参るかと思ふのでございまして、
まあそういう点を十分に突き詰めてま
し、仰せのような考へ方をもつて大い
に努力をいたしたいと考へておりま
す。

○櫻井忠郎君 大いに努力という言葉
で、どうも若干濁されたような感じが
するのが一つ。いわゆる道路法による
道路問題、こういう問題と関係がある
のでという言葉でまた少し濁されたよ
うな感じがするのですが、いわゆる公
道は不特定多数の問題である。少なく
ともあるいは山村振興林道というよう
な特定のものは別として、通常いふ林

道ということになれば、特定多数とい
うことではっきりしておるのだし、公
道との関係はないとは私は決して申し
ませんので大いに関係はありますが、
あるがゆゑにどうこうという意識で申
されたとする、はなはだ長官の積極
性が鈍いような感じがするんです。長
官としては努力という言葉程度しかあ
るいは言えないかもしれないけれども、
少なくとも今私が申し上げたことに
ついてのあなたの最善最大の、全力を傾
注してやるというくらいのことでは言
えらうと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(吉村清英君) 私申し上げ
ました意味は、先生の仰せのその林
道、峰越しの林道でありまして、あ
るいは山村振興林道でありまして、
そういうものの全体に関連いたしまして
考へておるわけでございまして。そう
いう意味で、決して今までの純粹的林
道という考へ方からはずれて参つてい
るというふうなことはございしません。
そういうものをひっくり返した意味で
林道というものを考へております。御
指摘のように最善の努力を払うとい
ふ決意には変わりはないのでござい
ます。

○石谷憲男君 一点だけお尋ねいたし
ますが、午前中の北村委員の質問に
対しまして、長官はとにかくとま
つたものからやつていくんだという意
味で、今回の森林法の改正を提案され
たところというふうに承知をいたしたわけ
です。先般の衆議院の予算分科会での
質疑応答を見ていますと、これも大臣
にお尋ねしたほうがいいと思うので
すが、林業、漁業についてはそれほど急
がなければならぬような状況にはない
ように考えられるというようにとれる

御答弁をなさつておるわけです。した
がつてとにかく農業の場合のように大
急ぎでやつていかなければならぬと
いったような必要性がないから、とに
かく世人の期待しておるような、今後
の新しい林政の方向が具体的に示され
るごとき内容を持った法案の改正とい
うものが提案されておられないのか、そ
れとも答申を受けてからの時間的な経
過というものがすでに一年三、四カ月
たつておるわけですか。かれこれ研究と
いうものは積んできたんだけれども、
その後に新しい情勢の展開等もあつ
て、なかなか結論を出すのにまだ十分
な検討というものが行なえないような
状況にあつたということがそれによつ
て措置をおくらせておられるのか、それとも
あまりにも問題が大き過ぎ、広範過ぎて
全面的に手の届くような検討がきつめ
てまだ不十分なんだ。したがつてそう
いう手配がつかないということになつ
ておられるのか、その辺の感觸はどの
ほどか。あと問題というものは煮詰
つてきていておるんだけれども、も
う一息最後の仕上げの時間がかかると
いうことであれば、先ほど櫻井委員の
御質問に対する長官のお氣持という
のも、やはりはっきり受け取れるん
ですが、これは林道の問題のみならず他
にも関連するんですが、その辺はどう
なんでしょうか。

○政府委員(吉村清英君) 私どもとい
たしましては、さしたる程度が必要がな
いからというふうな程度の考へ方を
持つておるわけではございません。や
はりこの際、この基本問題に関する答
申を受けました以上は、一日も早く全
般にわたる私どもの政策の態度をは
っきりしたいということで、それぞれ事

項別な検討を続けておるのでござい
ますが、中には逐次結論が出て参つて
いる問題もございまして、中にはやは
り所有関係に關しますような問題につ
きましては、なかなか私どもの得られ
ない結論がいつになるかということも
十分に今見通しが立たないような問題
もあるわけではございます。したがいま
して、私どももいたしましてはかような
措置に出たわけではございますが、今後
もやはり鋭意全面的な態度で打ち出
すように方向にそろつて何と申しま
すか進めて参りたい、検討を進めて参
りたいというふうに考へております。

○石谷憲男君 抽象的には大体お考
え、お氣持のほどはわかるのですが
ね。しかしながら午前中の北村委員の
御質問等でもやや触れておられたわ
けなんだが、相当指摘された問題点
というものは拾つてみると、
数が多いけれども具体的なわけでは
ない。そういう問題について一体どう
いうふうな見解というものがそれぞれ
あり得て、そうしてやはり踏み切れ
ないというところになつておるのか。ない
しは私ただいま申し上げましたように、
その後の新情勢、あれにもやや抽象
的に指摘されておりましたも、その後特
に急激な変化が起きてきた、新しい情
勢の展開というものが確かにあり得
た。特に労務の問題などはそういうこ
とで言えるのじゃないかと思ひます
が、そういうことで、さらに新しい対
策というものをよく勉強してもらわ
なければならぬというふうなことで、ま
た問題が新しくつけ加わつて結論が得
られない、そういうことがあると思
ふのですが、したがつて、でき得る限り
この法案の審議の過程におきまして、

そういう現に研究段階にある問題の
所在点をやはつきりさしていただき
ながら、そうしますとこの森林法の
一部改正というものが、そういう全体
のものとこの間のどういふ関連性にお
いて今回のこの国会に提案されたかとい
う理解も深まるというふうな思ひです
が、まあ、そういうことをせむとも
つこの審議の中でできる限りのこと
を明らかにしつつ御答弁をいたされ
たいいんじゃないかと、こう考へる
のですが、その点どうでしょう。

○政府委員(吉村清英君) 現段階にお
きまして私どもが検討をいたし考へて
おる問題につきましては、御説明を申
し上げたいというふうに存じます。

○石谷憲男君 要するに、基本問題調
査会の答申案といわれているものの中
で、具体的に指摘されておられるもの
の事項については、それぞれやはり
研究検討が行なわれてきておるわけ
でしょう。そうしますと、その中
でおのずからその問題の所在点とい
うものはつきりしているわけだ。そこ
でそのまま答申が言つておることは、
具現化し得るものもあるだろうし、そ
れに対してやはり林野庁側の何とい
うか、見解というものをとしまして
ね、そのまま受け入れがたいという問
題もあるでしょう。そういうこと自体
は、それぞれの個々の問題については
大体明らかになつておる、ことにこ
の段階で言えますか。

○政府委員(吉村清英君) まあ大体で
申しますと、そういうことを申し上げ
られるかと思ひますが、構造政策の面
では、さらに本年度も調査をするよう
な事項がございまして。たとえば家族経営
的林業という問題でありますとか、ある

いは部落有林、公有林の問題でありますとか、こういう点では調査を進めながら結論を出したいというよりな考え方を持っておるのをごさいます。したがって、全部というわけには参りませんが、かなりの部分、私どもとしてはこうすべきではないかという考えを持って申し上げられると思ひます。

○石谷憲男君　そうしますと、本年度相当程度に調査をして、その調査の結果を見て、いずれの方向に出るかという判断をして、そしてやうていかなければならぬという問題が相当にあるというふうに理解されるのですが、その御質問の中にもありましたように、まあできるならできるだけ早い国会というので、当然次の通常国会あたりでは、そういう要望に従って明らかにすべきものはすべて明らかにすること、もうこの段階になりますというところを希望されるを得なくなるわけでありま。本国会ではとうてい間に合わないのだから、そうすると、それすらもなかなか期待できないというふうな考えなければならぬでしようか。

○政府委員(吉村清英君)　私どももいたしましては、やはり次の通常国会あたりには、何とかまとめたという決意を持っておるのでございます。何と申しますか、調査の進行等も考えなければなりませんので、今十分にという、確信があるというよりなことはちよつと申し上げかねるところでございます。

○櫻井忠郎君　三十七年度予算案の中に林道問題に関する調査、私はさっきの長官の御答弁で大体は了承したのですけれども、一つだけ詰めておきたい。お役所側でよく使われる手段なんですが、調査費は三十七年度だ、三十八年の三月までに調査をして報告をまとめればいいんだ。したがって、今度の通常国会までに、まだ調査期間中でありま。それから、法案をまとめて出すわけには参りませんという御答弁が、まさかないとは思ひけれども、予算上からいうと、まだ調査期間中だから結論を得ておられません。したがって、法案を出すまでに至って参りません、こういう御答弁が万が一あつては、先ほどまでの御答弁とたいへんな食い違いができるので、わずかな調査費であるし、その調査費は十分に活用して、次の、少なくとも通常国会までにはその成果を得て法案をまとめるという御決意をもう一度御答弁いただきたい。

○政府委員(吉村清英君)　この調査は、大体夏ごろまでにはまとめたつもりでございます。

○安田敏雄君　午前中の北村委員の質問に関連して聞きたいのですが、北村委員の質問の中にわが党、すなわち社会党で基本法を提出する向きもある云々というところがありました。それに関連するわけでございますけれども、何か林野庁内部の状況を聞き及びますというところ、社会党で森林基本法を出した際に、この一部改正法案だけでは済まされないというふうな意見が、当然基本問題調査会の答申が出ておる以上は、その基本法を林野庁が用意すべきである、こういうふうな議論が片方からあつた、一面からあつた。ところがどうもいろいろの情勢の中で、社会党のほうではまだ基本

法を出す段階までも進展しておらないから、一応一部改正法案でいいのではないかという意見もあつて、相当紛糾したように聞いております。その一つは、そういう経過を踏んで一部改正法案が出されたわけですが、その間のひとつ事情をあつたら教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(吉村清英君)　そういうことは全くございせん。それでこの森林法の一部改正につきましましては、昨年の夏以来検討をして参つた問題でございます。

○安田敏雄君　その今度の改正法案の、そういうことがないならいいでもよろしうございしますが、われわれはそのように聞き及んでおるわけなんです。そこで、私のほうでも基本法についての最終的ないわゆる結論が出ておるまいけれども、これは早急に準備して今国会に間に合はせ出すと、こういうふうな態度も一面あるのです。そういう点も十分考慮しておいていただくとして、この問題を見ますと、五年ごと、十年を一期とする全国森林計画を立てると、こういうふうに出ておるのです。そこで問題点になるのは、基本問題調査会の答申が出ておつて、造林についてはかくあるべきである、あるいは林道の開発についてはこういふふうにしなればいかぬとか、あるいはまた伐採についてはこうだとか、いろいろ答申が出ておるわけなんです。したがって、ただ五年ごとに、十年を一期として計画を立てる際に、何かそういう基本問題調査会の精神を、これはよしあしは別です、別なんですけれども、それを林野庁が尊重するとするならば、そういう面にわたるところの

基本的ないわゆる態度がなければ、あるいは基本的な方針がなければ、こういう十年一期の計画は農林大臣が立てようとしても、やはり今までの各種の行政的なものを、集約しただけのものを作るだけで、少しも基本問題の精神がそこへ出ておるかどうかということ、これは問題になつてくるわけなんです。そういう意味合いにおいて、そういうやはり基本法を出すべき段階だ、こういふふうには私としては考えておるわけなんです。十年一期、たとえばこの法案が通過して、ことし五年ごとに十年を一期とする森林計画を立てる際に、そういう基本問題調査会の答申をかりに政府が尊重したとするならば、当然そういうものが含まれたところの計画が出てしかるべきであつて、だとすれば、ことし農林大臣がそういう計画を立てるとするならば、当然やはり基本法というものが出て、その考えるところの問題がはつきり確立してないといふ、やはりこの一部改正法案だけでは何かしら物足りないというものを感ぜられるわけなんです。そういう点について。

○政府委員(吉村清英君)　ちよつとお答えになるかどうかかわらないのでございすけれども、基本問題の答申の中で、この計画に必要になつております技術的な事項でありますとか、その他の問題につきましては、一例をあげますと、造林政策というふうな問題を考へてみますと、たとえば密植でありま。それから、あるいは早成樹種の取り入れでございますとか、あるいは早期育成林業でありますとか、そういうふうな林業の新しい技術的な面、そういう面につきましては、これはどしどし

取り入れた計画をして参るというよりな考え方が出ておるかと思ひます。ただ、けさほど来も御指摘の通りに、構造問題に関連いたします部分であります。この面では一つの機械化の面でありま。それから、そういう面におきましては取り入れて参る参れると思ひます。それから、その他の所有関係の問題その他につきましては、やはりこの結論が十分出て参りませんと、関連がなかなかむずかしいのでございす。一応そういう問題につきましては、この資源政策の上ではそのままといたうことで検討しておるわけでございます。で、この林地と申しますか、土地の高度の利用と申しますか、土地の生産性の向上と申しますか、そういう問題につきましては、特にこういふ面を取り上げていくというところについては、差しつかえない限り取り上げたいというふうに考えておるのであります。

○安田敏雄君　今の答弁の中に、構造改善という長官の言葉がありました。が、どうも最近政府内部でも構造改善ムードというものが非常に力を入れておるわけなんです。ところがわれわれの知る範囲では、往々にして民間でもすべて大企業でですね、まあ政府が構造改善といつておられますが、ほとんどこれは極端に言へば、いわゆるオートメーション化に伴う、すなわち産業の近代化に伴うところのいわば合理化政策なんです。極端すれば、その合理化政策をする場合に、いろいろ民間でもって問題になつておる点は、その合理化の中において、しわ寄せがその労働者にみんな来ておるわけなんです。そういう中から労使の關係に非常

に摩滅が多くなつてきておる。ところがやはりそれと同じように、軌を同じうしてたまたま構造改善という美名に隠れて合理化を遂行していくという中に問題を賣いていくとするならば、必然的に労務の關係が非常に問題になつてくるわけなんです。ですから少なくとも全国の森林計画については、林道から造林から伐採等については、とにかくいろいろ問題があるかしらぬけれども、そういう構造改善の中で、いわば国有林の勞務者に及ぼす影響といふようなものが出てくるし、あるいは中小企業の林業關係に携わつておるところの業界並びにそれについている勞務者に及ぼす問題も出てくるわけなんです。こういうようなその末端の人たちの毎日々の生活に及ぼすところが、構造改善の中から大きな影響が出てくるわけなんです。したがつてそういう問題に対するところの、私は、これは考へ方のやはり中心になる方策といふものは、また今後構造改善の問題で基本的なものを出すといふこと以外に、その問題はもつと考慮されてしかるべきだと、こういうふうに考へるわけなんです。こういう点についてはどういふお考えですか。

○政府委員(吉村清英君) 林業の構造改善の問題でございますが、たとえば林道を作つて参るとか、林道をさらに改良をして参るとか、あるいは機械化をして参るとか、その他いろいろな問題があるかと思つてございしますが、現在の林業の労働の状態と申しますのは、かなり進んで参つておるところもございしますが、概して申しますならば、この基本問題の答申にも触れておりますように、やはり労働条件の上から

ら申しますと、かなり悪いということが言えるんじゃないか、重労働が非常に多いということではないかと思つてございします。そういう面を改善をして参りつつ、所得の向上をもそれによつてはかつて参れるということになるのではないかと、このことを考へておられます。たとえば現在自分の家、部落から山の現場へ行きますのに、歩いて一時間、一時間半、二時間とかかつて通うところもかなりあるわけでございます。これに林道を開設をいたしまして、十分、二十分で行けるようになつて、それからそのあたりの肉体的労働でもつて、非常に過重な労働になるというよりな心配のところもチェーン操作その他によつてかなりな能率も上がつてくる、働ける時間もふえてくるというよりなことも考へられるのではないかと、こゝろに考へておられます。したがらば、私も考へております。まず合理化と申しますか、構造の改善と申しますか、むしろ私もはもつともつと進めて参らなければならぬと思つて、たとへば先ほどの例の森林鉄道を自動車道に変えるといふような場合に、今まで森林鉄道の關係に勤務をしていた人が、一部要らなくなるというよりな場合には、私もさういふことによつて生ずる余剰の勞力というものにつきましても、これは余剰ではないのでございまして、他の仕事についていただくということも考へておるものでございします。ただ、やはりこのために配置がえになるという場合には、やはり今までなれてきた仕事よりは、これは苦痛も一時はある、そういうことになれる努力ということについて

は、やはり努力をしていただかなければならぬといふように考へておる次第でございます。

○安田敏雄君 一々事例を上げましたが、その場における、そういうときに、なつた運用上の問題じゃなくて、やはりさつきの森林計画を立てると同様、そういう雇用關係についても、やはり問題は基本的なあり方というものがまず示されて、そして實際森林計画を立てた場合に、そういう雇用關係に及ぼす影響といふものが前もつて把握されなければならぬわけなんです。そういうよりなことも、やはり私は基本法の中に含まれる問題として、当然もうこの法案が通過すればことしから、農林大臣は全国森林計画を立てなければならぬわけなんです。これは来年度で捨て置くのだったら、来年度調査の答申が出て、――調査費使つて、夏ごろまでに出るから、来年やるということじゃないのです。それなら一部改正は来年でいいわけです。当然ことし出したいといふものは、当然ことし立てなければならぬ。特にそういう基本的な問題については、早期に方針というものが明らかにされるべきで、もしそこまですでにないといふれば、この一部改正法案と同時にそういうよりな問題も明らかにせられて、これこれというよりな基本的な方針で臨んでいく、林道についてはこゝろだとか、そういうよりなこと、そこで初めて労働条件の問題、配置転換の問題がこれと付随して示されるべきものだ、こゝろいふように考へて質問申し上げたわけです。

○政府委員(吉村清英君) ただいま農林に片寄つた御返事を申し上げたわけでございますが、全般的に林業道路、山村における労働力が、農業と同じように、あるいはむしろ強目に都市のほうへ流れていくという傾向があるかもしれないといふような事象もあるわけでございます。この点については、實際を今調査をしておりますが、そういう事象も十分見きましまして、それから先ほど来申し上げました労働条件の向上といふような、改善といふような問題も計画に織り込みまして、それでこの林業の一部予算措置等もいたしまして、林業の機械化といふような問題を民有林業の中にも進めて参る、これは森林組合を中心にしたしまして、労働班といふようなものの組織も考へまして、そういう労働班等の組織の活用をいたしまして、林業の協業化でありますとか、あるいは経営の改善でありますとかといふ面にも実施を進めて参りたいと思へておる次第でございます。

○北村鶴君 先ほどの質問で、いろいろ根本問題の意見が出ていますので、けれども、まあ櫻井委員のほうで林道の問題が出た。先ほど私が構造の問題、そのほかにもまだあるのですよ。といふのは、この法案を見ても、実はこの法案は、やはりこの森林法の体系から言へば、私もが学校で習つたときの森林法の体系に何かあとで出てきたものをつけ足しに出ているような法案なんです。そういう法案だから、抜本的な基本改正が必要だといふことになつて出てきているのですが、一体、造林ですね、これは林業政策上の造林といふのは、これは保護政策のうちの主要を占める問題であるわけですね。ところが櫻井委員も指摘したように、林道に対する規定なんといふのは、こ

の法律案の中にたまた林道については補助金を出すことができるということになつておるだけだ。造林についても同様です。ところがこの造林につきましては、前にはいわゆる造林臨時措置法といふものがあつて、戦時中の乱伐後における造林未済地についての緊急造林として造林をやつた。そのために特別措置法ができて、造林に対する補助金といふものをやつておるわけなんです。ところが、それが二十何年かに終わつて、今度は既往の造林地に対する伐採跡地に対する造林については補助金は出すよりな方向にはいかない。そして今度は拡大造林といつて、天然林を人工造林に切りかえるものについて造林の補助金を出していただく、こゝろに考へ方に変つてきておるわけですね。変わつてきておるときに、法律規定で一体どういふことになつてくるか、何もないわけなんです。ただ造林に対して補助金を出せるということに基づいて行政措置でもつて出しておるのです。そういうことが確かに森林法の第一条を見ますと、この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項及び森林所有者の協同組織の制度を定めて、森林の保護培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。この目的だけでやつておるのです。あなた方は、造林に補助金を出すといつても、一体どういふものにとりいふに申すなといふことは、全部行政措置でやつておる。林道にしてもしかり。今言つたように、林道の性格といふものが変わつてきている。変わつてきているのだけれども、それに対する規定するものは

何もない。行政解釈だけだ、こういうことなのです。それからまた林業の普及制度についても、農業については、農業改良普及のための法律というものが制定されておる。ところが森林法では、ただ府県に改良普及のための職員を置くことができるのでそれに補助金を出すことができるということになっておるだけで、普及事業というものは、一体どういうことでやろう、どういふ目的をもつてどういふふうにするのだという規定も何もない。全部それは行政措置でやっているのです。でありますから、私はこの基本法というものの概念規定でいくのだったら、今言った計画制度、保安林制度、森林組合制度と、これがこの法律の根幹なのだ。あとのほうは、今言ったようなことは全部雑則の中に入る。林業の根幹となる造林政策なり、林道政策なりというものが森林法の雑則の中に補助金を出せるということだけで措置している。基本法の政策なんというものはどこにありますか。それは構造改善だけの問題じゃないのですよ。だから私はこの基本法の体系からいけば、計画制度と保安林だけは今度改正しておいて、そして根本的なものを出さう、こういうふうな思っている。一体、長官はお伺いいたしますが、それじゃ造林の補助金というものは、どういふ理論的根拠に基づいて造林の補助金を出すのですか、考え方を伺いたしたい。

○政府委員(吉村清英) 造林の補助金でございますが、一つには資源の維持、培養、保全というよりな問題、一つには林業というものの、造林事業というものが非常に他の産業に比しまして

長期にわたる事業でございます、かなり困難な仕事であるにもかかわらず、また国土保全、先ほど申しました国土保全その他資源、あるいは国民経済に寄与します資源の政策の面でも、ぜひ進めなければならぬというよりな考え方から、補助あるいは融資による援助というものを考えておる次第でございます。

○北村晴吉 たいだいま造林に対する補助金を出す考え方というものをいさされたけれども、純経済合理主義からいって保安林として制限をする、そういうようなところに対してどうしても保安機能を確立する上において、そしてこの補助金を出さなければならぬ。これならまだ話はわかるのです。一般経済林について、しかも長期にわたるから、困難だから。ところが、林業の所得を見てごらんない。林業所得は非常に上がっているでしよう。最近木材の値上がりで非常に上がっているでしよう。これは農業の所得から比べれば、伸び率がはるかに大へんな伸び率で上がっております。今日の林業所得の伸び率と工業の伸び率は、近代科学工業の機械科学工業の伸び率とほとんど同じです。農業の数倍以上の伸び率を示している。経済的に林業というものがさういふふうな中でよりかるといふことであつて、しかも経済的に林業というものをやっていると、場合により、もうかるものに対してなぞ補助金を出さなければならぬかという理屈は当然出てくるのです。何がために保護しなければならぬか、補助金を出して、これはもう当然出てくる。これは林業には土地改良事業というものはないので。土地改良事業と

いうものはないのです。土地改良事業というものは生産基盤を確立する、さういふ点からいって、これは林業自体の問題との関連から非常に重要な意義を持つてゐるのです。造林の補助金というものは、さうなければ経済合理主義の上に立つて、もうかるものに補助金を出すなどというばかなことはあり得ないはずなんです。それ以外に長官が今言われたように森林というものの、何でもかんでも保護していけばいいのだという感じの中にいて、造林の補助金を出すようなことになっておらない、さういふ考え方の人もおる。しかしながら林業との関連の上においてこの土地の豊度といふか、肥沃度といふか、さういふものを培養して、森林の蓄積といふものは、さういふもので三十五年も四十年もかかってできるのであります。農業でいふ土地改良に対する国家投資というものに匹敵するものが造林という考え方をとっている人もおるのです。ですからひとつの補助金を出す理論的根拠といふものについて、森林法では明らかにされておらないのです。非常にまじめなことです。やはりこの補助金を出すなら出すだけの理論的根拠というものをやはり法的に認めなければいけません。私に行政措置でいふと、山が荒れるから何だからということで補助金を出すというところは許さないと。もちろんさういふ理由も成り立つてはしる、しかし、さうでない意見もあるんだから、したがって補助金政策というものがただ森林法の一項目で、雑則の中に、林道、造林補助金を出すことができると、さういふ規定になつてゐるんですね。さういふ基

本法というものはいいですよ。何をやるんだかわからないだけども、林業普及といふことでもって人間だけを置くといふことになつてゐる。何を普及するんだかわからない、任務もわからなければ何もわからない、さういふ人を置いて補助金を出すことができる、さういふふうになつてゐる。さういふ不完全な基本法というものはないと思ふ。ですからただ一点、構造改善の問題について結論が出てない。まさしくこれは農業のほうにおいても、家族経営農家といふものを放棄したような形になつておる。林業のほうでも自立経営農家なんて、そんなものはない。得ないといふ意見もあるんです。ですからそんなものを検討していただくからいふてくるか出てこないかわからんです。それは、そんなことではなしに、今申しました林業のやはり基本政策といふものについての考え方というものを基本法の中で確立する、それを具体化するやはり法律といふものが、体系が出てこなきゃいかん。さうでなければ造林についても、林道についてもこの森林法の中に明確な規定というものがなされなければならぬ、当然のことだと思ふのです。さういふことがこれに出てないといふ点からいって、これは私は納得いたしません。これはまあつけ加えたわけでございますけれども、これについて一々答弁は私には要りませんから、とにかくこれは簡単にいかな問題なんですか、いよいよこれは大臣に出てもらわなければ解決しなくなつてきたようでございますから、大臣にもゆつくり御意見を伺うことにいたします。

最近の問題で、農業の場合においても現われてきている問題であります。この就業構造の問題でございます。さしあつたつての問題として、今度のこの法改正によりまして、長期計画を立てて、造林も拡大する、伐採量もどんどん拡大をしていく、生産も上げていく、さういふことに実はなつておる。ところが今、林業の場合、農業の場合を通じて非常に大きな問題として出てきてゐるのが、農業の人口移動の問題でございます。先ほど安田委員からその資料の要求をしてゐるわけでございますから、どのように移動しているかはつきりしたことはもちろんわかりません。わかりませんが、農業のほうについては農業の年次報告の中で、明らかにこの動向といふものが提示されてゐるわけなんです。そして最近における非常な人口移動といふものが多くて、そしてそれが急激にやつて参つたために、しかも優秀な若い労働力がどんどん出ていって、ただ農村は老人と婦人化してきて、さういふことで、農業の構造、質的發展のために非常に大きな支障が来るような段階まで来ている、さういふふうな言つておるわけなんです。それでこれは農業の人口移動は地域によって非常に違ひますし、機械科学工業の発展しているところと、その付近と、さうでないところと非常に形態も変わつておるわけなんです。さういふ中で、この農業のほうは比較的明確に分析されて、しかも所得の面についてもこの点について分析がなされておるわけでございます。所得の面については一町歩を境として階層分化が起つてきてゐる、そして専業農家一町五反、二町以上の専業農

家が所得が高い、それから第二種兼業のうんと零細な農家で農外所得を得ているもののは、この一町歩中級どころの農家よりかえって農外所得が高いために、農家の所得は高く出ている。こういう問題が出てきているんです。

そこで私はお伺いしたいのは、農業は基本法があるために、こういう分析がなされて国会にも報告されている状況なのであります。林業のほうは今長官の答弁を聞いておりますという、非常にかしながらこれはあまいじゃない、あなたのほうで相当な金を出してやっている外部団体の林業経営研究所で、国有林地帯の山村農民の雇用問題と就業構造というところで、こういう研究したものを発表をいたしているわけですね。これを読んで見ると、山村の就業構造というものが大体想像がつく。これはサンプリングでやっているようですから、全国を推測することは非常に不完全だろうと思う。しかしながら、見方としては相当うがった見方を私はしていると思つて見ている。そういう点から見ると、この構造問題についてもわからない、これから調査しなければわからないというふうな問題ではやはりないじゃないかと思う。相当程度わかっている。林野庁はわからないと私は言えないと思う。これだけ金をかけて経営研究所というものにやらせており、そしてこういうものが出てきているのですから、知らないとは言えないと思う。そういう中で、この報告によると、山村、半山村、農山村との三つに分類をして、それぞれの形で林業の就業構造というものを分析しているよう

です。その中ではつきり言っていることは、山村に行けば行くほど、農民とのつながりというのがある。はつきり言えば、専業の山村労働者という者がおる。また零細な山村の形のところに行くといふと、土地に対する執着というものがほとんどない。したがって山村人口の移動の中で、山村に行けば行くほど、気軽に人口の移動といふものが行なわれているといふことが言われているわけなんです。そうすると、農業は確かに今人手不足になっている。ところが、林業といふのは、圧倒的に今までの形態からいへば、農業の過剰労働力によって林業といふものがなされてきた。そのために兼業農家が非常に多かった。ところが山村の人口移動といふものが、非常に今日動きやすい形において減る可能性も非常に多いといふことがいわれている。そうすると、農業以上に農民の過剰労働力に頼つておつた山村が、労働の不足をきたしているといふことは、当然、考えられることだし、現実には、そういう点が出てきている。これは地域によつてだいぶ違ふようでありまうけれども、非常に深刻なところが今日出てきているのです。こういうような点に対しては、一体いかなる施策をとらうとするのか、こういうようなことが、私は森林計画の中に出てこなければならぬ。木材をふやせふやせと言つたり、造林をせよせよと言つても、人間がおらんければ造林はできない。こういう問題について、一体いかなる形でもつて対処しようとしているのか。緊急の木材の価格対策はやつたけれども、緊急の労働不足の問題に対して、今非常にや

ましい問題に対して林野庁はいかなる具体案を今持っておるか、これについてお伺いをしたい。○政府委員(吉村清英君) 御指摘のよう、山村の労働力といふものが逐次減つて参つておるということにつきましては、私も、私どもも真剣に考えております。特に伐木関係の労働につきましては、やはり專業化といふことが非常に必要になつて参つておると思つております。それから造林労働につきましても、この事業が非常に季節的な、先生御承知のように季節的な仕事であるといふことも一面にはございまして、やはりこの点は農業との関連、農業労働との関連といふことは、かなり考えて参らなければならぬといふように考えております。で、こういう労働を確保いたしました、まず労働の生産性を向上させて参りますために、たとえば機械化を進めて参りますとか、あるいは林道等の環境、林道その他の施設の充実でありますとか、そういう労働環境あるいは労働の合理化といふような面も考えて参らなければならぬと考えております。また、協同事業の促進といふことを考えまして、自家労働の完全な燃焼といふようなことも考えなければならぬといふように考えております。また、本質的には林業の体質の改善をいたしまして、先ほど御指摘もございましたような財産保持的な森林の持ち方からして企業的な持ち方にして参る、企業性の向上によりましてこの労働に対する支払い能力と申しますか、そういうものを向上をさせて参らなくてはならぬといふように考えておる次第でございます。

○北村鶴君 今の御答弁では、施設をよくするとか何とか、この協業化をするといふようなことは、国有林ではそういうことは林野庁の施策としては直接的にはできるかもしれないけれども、民有林については施設をよくするとか何とかいふことは、口で言つてもそんなことはなかなかできないと思ふのです。それで根本的に労働力が足りいふところに移動するといふことは、どういふところに原因があるのか、減つていくから減つていくことの対策として、協業化を進めて自家労働の完全燃焼をはかるようなことをやるとか何とかといふことをいわれておりますけれども、これは今これから構造改善のところで検討するんだらうと思ふのですけれども、一体流れっていくといふこと自体どういふ現象であるか、農業と比較して一体山村のほうはどういう形になっているのか、この現状把握ができなければ、農業のほうも減つていって、それから、農業のほうも同じような対策をとつていく、林業のほうも構造改善で同じような対策をとつていく。今言つたようなことは基本政策に書いてあるんです、長官言われなくてもわかつてはいる。わかっているけれども、そういうことがなぜ起こるかといふことです。したがつてこれは所得の問題に必ずひつひつくるものです。労働条件、分化の問題もありまうけれども、所得の問題です。これは、労働力が移動するといふのは、賃金が高く、労働条件がいいほうへ労働力が移動していくのはあたりまえなんです。これは池田さんじゃなくなつて、そつちのほうへ行つてしまふのです。だから

そういうものに対して一体どうなのかといふことなんです。しかも兼業といふながら、まあ造林は兼業が非常に多い、伐木は専業労働者が占める率が多い、こういうことの方です。その伐木自身が今逃げて行つておる。造林も計画造林がなかなかできないところが今日出てきている。人手不足のために計画したとおりのものができないところ、あつてはつて出で参っている。こういう事態でいふ、人手不足のために、それはやはり賃金が低いといふことが絶対的にこれは言い得ることだと思ふ。特にこの造林の賃金といふのは、まあ公共事業費という形からきているので、しつこくけれども、非常に低いのです。一体この造林の補助金を出しているわけですから、一町歩あたりの単価をきめていたのか、この点をひとつ答えていただきたいと思ふのですが、今度の予算では造林の補助金を、一町歩あたりの単価といふものを上げたんですよ。何を根拠にどれだけ上げたのか。造林の賃金といふものは何を基準にどういふ根拠に基づいて単価といふものをきめておるか、それをひとつお答え願ひたい。○政府委員(吉村清英君) 従来の造林の補助金の積算にありますが、賃金の基礎と申しますか、昭和二十九年だったかと思ひますが、のPWになつておつたようでございます。その後ことしにおきましては、PWには関連はございせんが、かなり上昇をした賃金水準といふことで積算がされているわけでございます。これは一面には、やはり造林の奨励的な意味といふような意味で、必ずしもこの賃金を基礎にして積

算をするといふことも的確には申せない。関連もございまして、さういふ形にはなるかと考えております。

○北村暢君 どうもあいまいでございませうね。公共事業一般のこれは問題なんです。で、これは過去三年ばかり前に、私は予算委員会ではやった記憶があるのでもございますが、このPWといふのは一体何なんでしょうか、どういふ認識を持っておられますか、PWといふものについて。

○政府委員(吉村清英君) この同種の何と申しますか、林業で申しますればその地方の平均賃金というように考えております。

○北村暢君 いや、そのPWといふものはですね、平均賃金か何か知らないけれども、これは労働省で告示することになっていふんです。しかも、このPWといふものはいつからできたかという、これはここに櫻井委員もこれは公共事業やっておったからよく知つていふのだらうと思ふんですが、これは終戦時のマッカーサーが占領したときに、こういうものを日本の労働者を安く使つたために作つたものなんだ、これは大体、独立した今日なおこれを使つていふんです。そうしてこれは大体が駐留軍関係の者に使つたのが初めなんです。それがだんだん民間で使つていふようになって今日これが普通に使われておるんですが、あくまでもこれは失業救済的な意味における非常に安い賃金です。ところが、米価審議会において農業労働の一時間当たりの賃金といふものはやはり審議されております。そういう賃金が一体どういふふうになつていふか。農業労働の賃金といふものはどういふふうに見えてお

るか、米価審議会において。で、その農業労働よりもおそろしくこの造林の仕事というの、今日労働の面においても非常に激しいです。特にブッシュ・クリナー等が入りましてから八時間働こうといふのも働けない実情です。あの炎天下にとかく目まいがして、背負つてやるのですが、あのモーターの振動でもつて、とても五時間以上は勤務できないという状態の中でやつておるわけなんです。その造林の賃金は、標準賃金は一体幾らですか。農業労働の賃金と一体どういふふうになつてい

るのですか。それからまた林業労働の、そういうものの賃金が製造工業の賃金とどういふふうな関係になつてい

るのか。こういうふうなことは一体検討されて賃金といふものをきめてい

ているところが非常にたくさんある。これは職安の規定による自由労働者の賃金よりもまだ安い単価でやつておる。しかもそれと実情はどうかという

と、若干単価を上げるというところと人夫数で削つてくる。こういう状態で、どう

にもこうにもならないというのが実態なんです。これは林野庁は団体交渉をやるから若干いいわけなんです。そういう状態にあるわけなんです。しかも、

からいっても、農業であれば町の近いところでは通勤でも兼業できる、またある程度の農地を持つていふから離れるといふことについて、相当の土地を放していくといふことについては

執着がある。しかし山村にいけばいくほどその割合が少なくなつて移動性が

ある。そういうことが出ておりますから、今後林業の就業人口といふものについて、農業以上に深刻な問題が私

について、先ほど資料要求があつたかどうか知りませんが、ダブツていればあれでございませうが、これを出して

ただきたい。資料として出していただくと同時に、今論議の都合がありますから、一つ基本的な考えを答弁して

ただきたい。

の非常に大きな事業の内容でしよう。その内容の中で、一体そういうものをどういうふうに近代化していくかと考へておられるのか、そういう根本的なことを聞いているわけなんです。たとえば直営生産を減らしていくとか、立木処分は安上がりなんでもっともつとものとか、あるいはもっと造林といふものをどういうふうによつていくんだ、何か聞くところによりますといふと、直営生産事業も二万石以上のところではなければならぬ、整理統合して二万石以上のものにしていく、あるいは造林であれば五十町歩以上でなければ循環団地としてやらない、それ以下のものは直営ではやらない、こういうような考え方もあるようです。そのやり方ですね、基本的なやり方を一体どこに求めてやっていくのかというふうな点をお伺いしているわけなんです。

○政府委員(吉村清英君) この事業の運営上の基本的な考え方でございますが、直営あるいは請負あるいは森林の伐採等におきまして、立木あるいは生産事業というようにありますが、一括して全面的に全国一律にこうするんだというふうな考えは一応の線、たとえば今先生のおっしゃいました団地の考え方あるいは年間生産量の考え方、こういうものはございまして、これをいかなる方法によつて処理をして参るかと、この点にしましては、その地方地方の実態に応じては、あるいは労務の問題、あるいは市場の問題、あるいは施設、それから職員全体の機構、そういうような問題を勘案をいたしまして、実施の計画をきめて参つておるわけでございます。

○北村陽君 それじゃ、たとえば、お伺いしますが、三十三年から林力増強計画を実施しているようでございまして、直営生産が今日までのような推移をたどっているのか、私はそういう各地域におけるいろいろなものを勘案してやつていくとかなんといふことを聞いているのじゃなくして、国有林は過去七、八十年にわたつてやつてきた経験の中から、そして林力増強計画といふことで国有林の近代化をやろうとしているんでしよう。したがつて、わからないことはないわけでしょう、わかつておつて、そういう中に立つて直営生産といふものは今後どういふふうにしていくんだ、立木処分といふものはどういふふうにしていくんだ、造林といふものはどういふふうにしていくんだ、国有林といふ国で直営をやする場合における事業の規模といふものはどういふふうになるという経験の中からやつてきているんだと思ふのです。その中において人員配置なりなんなりといふものを考へていくのはもちろん当然でありまして、ところが今日直営生産事業といふものは減つてきていることは間違いないのじゃないですか、どの程度減つていくのですか。

○政府委員(吉村清英君) 数字はそれでは後ほど御説明をさせていただきます。私どもの直営生産に關します方針といひましては、この現在進めておられます直営生産を、あるいは特に減らそうとか、特にふやそうとかいふこととでなしに、全般の生産事業の合理化という問題に關連いたしまして、この直営生産事業は、すでに御案内のとおり、現場の作業員だけで実行のできる

ものでございまして、事業所の職員あるいは営林署の職員、これに伴います事業主と管理主と、こういうものが集まりまして完全な事業ができて参ると思ふのでございまして。このバランスを十分に検討をいたしまして、その上でこの支払います給与その他等に無理のいかならないことも一つの条件としなければならぬかと思ふわけでございますが、そういう中に立ちまして、直営生産事業の計画といふものは立てて参つておる次第でございまして。

○北村陽君 それじゃ全く無方針ですよ、そのところどころによつて直営生産、立木処分、もちろんそんなことはあたりまえの話です。しかしながら、過去の経験の中で直営生産といふものについて伸ばしていきこうといふのか、立木処分のほうがいいといふのか、これは過去の経験の中から方針といふものは成り立つていこう、またそういう方針といふものを持つべきだと思ふのです。事実問題としてこういう議論があるんですよ、直営生産といふものは、林業といふのは大体育林業まで林業だ、木を植えて育てるまでが林業だ、木を切つて運び出すのは運搬業である、したがつて運搬業まで国有林でやる必要はないじゃないか、運搬業だつたら日通かなんかにやらせばいいだろう、民営といふものが出てきていふ、民営論です。これは強あることとは否定できないです。これは事実である。したがつて、それに対応して一体林野庁は立木処分という形でいくのか、あるいは直営生産であつても、民営といふことで請負制度でやつていくのか、とりあえず請負制度でやつたらば、あなた方が一番頭痛はちさで頭

を痛めている労働問題はなくなつてしまふのではないですか、したがつて、労働問題がうるさいといふことならば、請負をやつたならばごく簡単にいつてしまふといふことも否定できないです、またそういう傾向が今日ずつと出てきています。したがつて、これは数字でもって私資料を要求いたしましたけれども、そういう傾向になつておるのです。それはあなたの長官としての指導方針になるのか、これは三十三年度でございまして、その当時の長官の方針が変ればいざ知らず、前では済まない問題だと思ふのです。したがつて、そういう考え方があるのですから、一体どういふ考え方をとおられるのか。私は企業的な性格といふものを持つといふのは、採取林業でも人工林でも天然林でも同じですけれども、私はやはり木を切つて出すまでは、これはやはり直営でやるべきだ、できる限りは直営でやるべきだ、こういう考え方なんです。そのことによつて林業の近代化といふものはできる。それは終戦後本會においても、ほかにもあつたことでありますけれども、国有林の直営事業といふものが全部請負事業ですよ。庄屋制度、山頭制度で、そして作業員のピンはねをやつて、前近代的な、封建的な仕組みの中で国有林といふものが運営されておつたじゃないですか。終戦後、その庄屋制度といふものが撤去されて事業主が直接雇用をして、そして労働基準法の精神に基づいて近代的な雇用契約といふものができて、そして今日の曲がりなりにも、おくれたりといひながら、国有林といふものが民有林の先達

として、近代的な事業といふものを選営してきた。しかも、国有林といふものが企業になるのだ、山地主ならば、保護管理だけをやつて立木を売り払つて食つていふ山地主ならばいざ知らず、今日そういうことにはなつておらない。今日は企業といふことです。事業をやることが使命になつておる。そういう林野庁が直営生産事業を減らしていく。できる限り工夫して、統合しようがなにより方がいいけれども、小さいものを大きくするのはいいけれども、小さいものは切り捨ててしまつて、統合するのではなくて、事業量そのものを減らしていくといふやり方では、これは国有林が企業的な性格を持つて直営生産といふものをやる事業主体としての性格といふものを放棄する、みずからの責任といふものを、事業の主体といふものを放棄する無責任きまりなやり方だと思ふのです。そういうことで一体いいのかどうか。もう少し本気で、事業をやるといふ性格でいくならば、もう少しはつきりした方針をもつて直営生産といふものをふやしていくとか、あるいはこれはどうしてても赤字になるから減らしていくとか、そういう根本的な方針といふのが、林野庁にないといふのはおかしいじゃないですか。その場所々々によつてどつちでもいひををやつていくのだ、そんな、無方針といふものですよ、あなた。基本問題調査会の答申にも明らかに労務の事情から考へてなるべく常用化するような方向に持つていかなさい、そのことが近代化するゆえんだと、こういうふうにはつきり言つておる。そういうことが日本の林業の構造を改善することです。また請負制度

にしてピンはねができるような形に、戦前の形に持っていくというのであったならば、これは何も林野庁なんというよりなりつばな看板をかけてお民営になつてしまつたほうがいい。責任を放棄することだ。そういうふうにお考えによりませんか。

○政府委員(吉村清英君) 直営生産の問題につきましては、国有林の事業の母体は直営事業であるという考え方には、私も変わりはないと思います。しかしながら、直営事業をここでただ無計画にふやして参るといふようなことは、非常に慎まなければならぬといふふうに考えておるのでございます。で、私はこの現場の事業のみをとらえて直営生産でやるべきかどうかという問題を議論をいたしますよりは、やはり営林署、営林局、まあ営林局はさておきまして、営林署あるいは担当区、あるいは事業所等の全体の機構、機能、能力、こういうものを全部勘案をいたしてきめて参らなければならぬのじゃないかというふうに考えておるのでございます。

○北村鶴君 私は無計画に直営生産をどんどんふやしていけないということを書いていっているのではないのです。冗談じゃない。あなたの方針がですよ。三十三年は直営生産が四五・四％だった、三十七年度は二九・七％に減つてゐるのだよ、大体。あなたはふやそうなんということを言っているが、減つてゐるのだよ。だからその基本的な考え方を聞いているのです。無制限にふやせなんということを言っているのじゃない。無計画にやりなさいと言っているのではない。集約してでも、お

互いに大いに近代化してやっつけていきなさいと言っている。やりやすいようにやっつけていきなさい。しかしながら直営生産というものは、でき得れば直営生産でいきなさいと考へておられるのだから、ふえていくのが普通でしよう、少しづつでもふえていくのが普通でしよう。それが三十四年の増強計画をやつたときに四五・四％だったものが、三〇％を割つてゐるのですよ。この数字の間違いだつたらば、資料として要求しておりますから、またゆつくり論議いたしますが、あなたは今やみやたらにふやしていくことはできませんというが、ふやす方針であるのか、減らす方針なのか。現実に減つてゐるのだ、それを言っているのですよ、私は。その辺はどうなんですか。

○政府委員(吉村清英君) ちよつと言葉が過ぎまして、取り消します。この直営生産のふやすかどうかということでございますが、やはり私は労働条件というものを完全に実施をして参る。労働条件も完全実施というところとあつかひをしますが、当局としてとるべきすべての職員に対する給与あるいは手当というものがバランスがとれて十分に実施ができるという中で、直営生産というものはふやしていかなければならないのじゃないかということ考へておるのでございます。一面には消極的だといふそりを受けるかも知れませんが、しかしながらこれは全体の問題として考へざるを得ないのじゃないかということ考へておるわけでございます。

○北村鶴君 先ほど来言つてゐるのですが、直営生産は直営生産だけれども、請負にするという考え方はどうですか。これは近代的でしようか、どうでしようか。

○政府委員(吉村清英君) この請負事業につきましては、労働組合との申し合はせもございまして、特に新規の事業を計画する労働力の確保が、営林署として困難なような場合、あるいは請負にしたほうが能率が上がるといふような、これは場所によつてそれぞれ条件が違ふと思いますが、そういうようなことを中心にいたしまして考へて実施をして参つておるのでございます。

○北村鶴君 大体方針として造林事業を請負でやれというところは各所に出てきてゐるのですよ、方針として。私はこの国有林というものは、民有林と違つて、学歴から技術者から非常にそろつてゐるでしよう。そういう技術を生かして、あれだけの膨大な機構をもつて、責任ある国土保全のために絶対必要だといわれる山を守つていく、その人工造林を今拡大してやつていくという、請負のほうがいいのか、直営でやつたほうがいいのか、これは結論的にはつきりするのじゃないですか。あなた方は労働問題だけを気にして、それさえ解決すれば、いつでもあなた方は直営でやりたいと思つてゐるのじゃないですか。これはだれが考へたつて、請負でやるよりは直営で、できれば直営でやつたほうがいいですよ。わずらわしいから、わずらわしさを抜けるために請負にさせてしまふ。その請負をやつた結果と、直営でやつた結果と、一体営林署の山がどういふふうになつてゐるか。これは行政監察でも全部やつてもらつたらいいと思ふのですがね。これは実際に営林署の末端の作業を担当してゐる人はよく見て

知つてゐるのですよ。活着の状態からいつて、造林の成果からいつて、落ちるものを請負でやつたほうが安くできるという、こういうのですね。あるいは北海道等の造林をやる営林署は、請負といたつて請負者がいないほど安いのですね。単価が安いから請負者がいない。だから現地で一体どういふことをやつておるか、あなた方は立木処分と造林とは一緒の業者にやらせるといふ、そういう指導をしておらなければいけません。造林をやらなければ払い下げをしませんとおどかして、確実に赤字になる造林を立木処分のはうに押しつけてやらしておるではありませんか。そういうことが請負の実質なんですよ。それはわからな

いことを言つておるのじゃない。ごまかそうとしたつてだめなんですよ、それは、そういう実態にあるのかかわらず、この請負で造林にするという方針を出すこと自体が許さるべきはずのものじゃないのですよ、これは。このごら請負でやつたほうが能率が上がるかどうか、能率なんか上がつてこないのですよ。それは植えるものを植えないでおけば、能率が上がるかもしれない。山へ苗木の束をかついで行つて、昨の向こうまで行つて投げ出したという事例すらあるのです、請負でやつたら。密植をやるといふような、三千五百本を四千五百本なんかにするような場合でも四千五百本植わつておるものか、四千本植わつておるものかわけがわからぬ。請負でやらせることは、あえてやらせるほうがおかしいじゃないですか。それが責任を持てるのか持てないのか。そういうところの方針というものが、とにかく国有林という

ものは、直営ということでもつて責任を持つてやつていくのだという方針がなくて、国有林なんてよくなつていきませんよ。どうでもいいということじゃないのですか、それじゃ。

○政府委員(吉村清英君) 直営事業が母体であるということをおし上げたわけでございますが、その基礎におきましては、やはり労働管理という問題があると思ひます。先生の御指摘のようにならずらわしさという意味でなしに、労働管理を完全にして事業を行ななければならぬという私は考へて申し上げておるものでございます。もちろん、そういった段階におきまして、そういう基礎に立ちまして直営生産を、直営事業を進めて参るといふ考えであるものでございます。

○北村鶴君 それでは請負というのはやむを得ざる場合にやつていく、こういう方針であつて、直営というものが母体である、この方針だけは確立してゐるのです。それではお伺いしますけれども、労働というものがこれに関連しておるといふことは、もう前から言つておるとおりなんです、この雇用の安定化の問題、さらに定員化の問題、こういう問題について私は根本的な具体的な問題は、これはまあ別で、私どもがやる筋合いのものでないからあれで、基本的な方針だけをお伺いしておきたいと思ふのですが、先ほど言いましたように、農村の人口移動というものが非常に急速になつてきておる。また今後においても、その見通しというものは相当強く出てくるであらう。しかも現実の問題として、今日雇用量というものが減つてきておる。三十七年度における五年度と六年度とを

比較してふえておるものもある。それは定員内になったものか、定員法によつてふえたそれ以外ほとんど減つてきておる。はなはだしく減つておる。これは、やはり一番問題なのは、この造林のための日雇い作業員、これが圧倒的に減つておるのです。したがつて今後における林業経営というものは、農閑期を利用する林業経営というより、農繁期と林業の近代化していく時期とは一致するような形になつて、なかなか農閑期の余剰労働力というものを使得ての林業経営というものが、非常に困難になつてきている。だんだん專業化の傾向というものが強くなつてきている。特に伐木事業についてはそうである。造林の場合には、まだ平地地帯の作業員が多い、そういう関係から兼業農家が多い。いわゆる半農型の労働者が多い、こういうことも事実であります。しかしながら傾向としては、常用化の方向へ持つていって、林業の経営そのものを近代化していこう、こういう傾向が強くなつてきているというところだけは否定できないのじゃないかと思ふ、傾向としては、これは国有林労働者だけでなく、民有林の労働者においても、構造改善の中において、農業もまた多角経営によつて選択的拡大といふことで、專業農家といふものになつていこう、こういう傾向をたどる限り、林業においてもまた林業の專業的な林業といふものを確立していこう、いわゆる自立林業、これは觀念の中に、直ちに実現するとは思いませんけれども、そういう考え方が出てきてゐる。だんだん專業的な形に持つていって、仕事を分化していって、そうし

て集約的な林業経営をやつていこう、こういう方向に向かつてゐることはもう間違いないと思ふのです。そういう雇用の常用化といふことについて、これは方針として常用化の方向をとる。基本問題調査会の答申案にも、この文獻によりまして、そういう方向をとることが当然だといふことを言つてゐる、この方向については間違ひございませんか。

○政府委員(吉村清英君) お説のとおりでございます。

○北村暢君 そうしますと、昨年まで林野庁の方針というものは、そういうふうになつておつたところが、最近になつてどういふことか知りませんけれども、作業員の不足といふことから申しまして、造林等において、特に先ほど申したとおりの人手不足である。したがつて、今日は臨時の兼業的な作業員を確保することが第一要件である。これを確保することに全力を今、林野庁あげなければならぬ。したがつて常備化といふものは二の次である。それが確保できてからでなければ、常用化といふことは考えられないのだ。こういう考え方が、今年になつて、林野庁の考え方がそういうふうになつてきているといふことが、実は出てきているのです。したがつて、今、林野庁の長官が御答弁になつた、お説のとおりですといふことが、お説のとおりでないといふ形になつてゐる、これは一体どうしたことがか。

○政府委員(吉村清英君) 両方とも必要なことではございまして、常備化を二の次にしてゐるという考え方は持つておらないのでございまして。あるいは団交の席上等でのやり取りの過程におい

て、そのようなことがかわされたことがあるかもしれないが、林野庁の考え方、そういう根本的な考え方を持つてゐるわけではございません。

○北村暢君 そうすると、もしそういうことがあれば、それは間違ひなんでも、根本方針においては変わりない、こういうふうな理解してよろしうございませう。

もう少しでやめたいと思ひますけれども、次には定員化の問題についてお伺ひいたします。定員化の問題については、これは長い間、長官とも私も内々折衝も何回か繰り返してきた問題で、事情はおわかりでございましてから省略をいたします。ただ、問題の根本的な考え方というのについて私はたゞしておきたいと思ひますが、今までの林野庁の方針、考え方というのについて、は、作業員といふものを、まず人間扱いをしてなかつたといふのが、これは戦前における労働者に対する林野庁の、いわゆる山役人としての態度だつた。これは、一貫して上級公務員から下級公務員に至るまで、そういう感じを持つておつたことは否定できない。したがつて、庄屋制度というふうなものもあつた。終戦後これが解放されて、考え方が変わった、変わつてゐるのではありませんけれども、まだ林野庁の中に、国有林事業の根幹的な作業員、国有林の生産をになつておる、しかも私も無理を言つておるのじゃない、現在おる、一年間継続して雇用されてゐるこの根幹的な作業員について、これを臨時工扱いをしておる。民間でいえば、臨時工扱いをしておる。こういうことで近代的な国有林経営といふものはあり得るであらうか

どうだろうか。当然臨時工扱いではな

くして、定員の中に入れて、制度的にも入れられないとするならば、まずあらゆる差別的なもの、給与においても、身分的においても、あらゆる差別がなされてゐることは、今日もう歴然たる事実であります。この差別というものを除いていくといふことは、当然のことではないか。どこの民間の会社においても、確かに下請とかなんとかといふものはあります。現状においてあることは、現実でありますから私も認めます。しかしながら、その会社の根幹的なことをやつてゐる者を全部臨時でやるというところは、これはあり得ないのじゃないですか。建設省でも、運輸省でも、工事現場をやつてゐるところはたくさんあります。機械運転手なり何なりやつてゐるような人は、ほとんど全部が今日定員化されて、定員の問題は、ほかの省においては解決して、も

う問題になつておらない。ところが、林野庁は、賃金の問題が、日給制あり、出来高制あり、違ひ。勤務条件も違ひ。そういうようなまことに古い考え方、しかもそれは林野庁だけが、今日やつてきた古い形で残つておるものを固守して、基幹的な作業員を定員の中に入れられない。これは考え方としておかしい。行政管理局でも、明らかにこの点については、林野庁の考え方は誤りである。筋肉労働をやつてゐるから、定員の中に入れていかれるとかいふ考え方は誤りだ。筋肉労働をやつておると、国有林野という生産の中核的な作業員であるのに、何もこれは定員の中に入れて差しつかえない。ただ、林業という特殊性からいって、季節に左右される、あるいは雇用

といふものについて、どうしても仕事

いますが、天候あるいは季節に支配をされるというような問題もあるのをごさいます。そういうような点もございまして、私どもとしては、現在のところではやはり常備作業員につきましても、常備作業員としての処遇の改善と申しますか、労働条件の向上と申しますか、そういうことを考慮して参りたいというように考えておるのでございます。

○北村暢君 閣議決定もあつたからという話もございますけれども、根本的な考え方としては、常用作業員というものが、季節的な天候の作用を受ける、こういうような問題があるから、この理由は定期作業員以下の場合にはそれは通用するけれども、それじゃ一年間、通年雇用でもって外の仕事をやっている者は、全部これは天候に左右されるから、定員の中に入らないという問題、ところが同じ農林省の中で、農地局で、しかも外で労働をやっている、いわば土間的な仕事をやっておる人たちが、そういう人は、すでに定員の中に入っちゃっているんです。林野庁の中にも、現実には、巻立手であろうと、あるいはトラクタの運転手であろうと、定員の中にすでに入っている者は、たまたまその人が常勤であつたというだけで入っておるのですね。製材工場における製材手にしても、同じ製材工場の中に二十人おる中で十人は、定員の中に入っている。同じ形の中でそういう状態である。こういうことからいって、それはワケがなくて入れられなかったとか、何かの都合で入れられなかった、そういういきさつで定員というものに入らなかっただけの話で、当然入っているべき者が入っていない

なかつただけの話である。したがって昨年の国会で定員法というものは撤廃になりました。これは、一般の国家公務員は、恒常的に定数というものがわかるから、定員法という法律で規定する。三現象の場合は、企業性、事業の内容からいって、法律で定員というものをきめるという事はふさわしくないから、政令できめられるということで、今まで定員法できめられておつたものが、融通性が持たれるように政令に変わった。それは企業性ということから、はつきり企業形態の中において企業採算の見地から管理責任者が能率的運用を期待しているものであるから、その運用によって伸縮するとか、弾力的に組織規模を採用することが必要だ、そういうことから定員法からはずした、したがって、林野庁はその定員法という法律がはずされたのでありますから、今後林力増強計画という事で、しかも林業の近代化をはかつていく上において、企業の性格からいって直営生産というものを統括していくに必要だといった場合に定員の中に入れていくことは、これは農林大臣なりなんなりが腹をきめればできることだと思ふ。またやるべきだと思ふ。今までやらなかつたことが誤りなんです、こういうことについてできないのですか、どういふ考え方を持っているのですか。

○政府委員(吉村清英君) ただいま私が申し上げましたことは、現状においての私どもの考え方を申し上げたわけでございます。この国有林野事業を企業的に運営して参ります上に必要な措置につきましては、やはり今後検討をして参らなければならぬと考えて

おるのでございます。そのためには、私どもといたしましては、もう少し林業労働というものを深く検討をしてみたいと考えておるのでございます。私どもも決して現在行なっております労働管理というものが完全であるというようには考えておりません。したがって、もう少しく深く検討をしたいといふふうに考えております。

○北村暢君 ただいま検討をされるという事でござります。ことしの閣議決定で新規事業以外には定員の中に入れない、こういう閣議決定のあることは私も知っております。したがって今後非常に困難であることも承知をいたしております。しかしながら、私も今直ちにやれという事を言つておるのではなくして、これは実態調査なりなんなりというものは、行政管理局がやられたわけでありまして、五千名以上のものについて実態調査をやつた、あの結果は、結論というものは私はまだ聞いておりませんから、どういふふうな結論になるかわかりませんが、しかしながら、可能性の問題について、私どもは五千名で満足するものでなしに、林野庁の従来の労働政策というものが非常に古い形の中にとらわれて、他を見ない、狭い視野の中で物事を考えている、これはひとつ改められなければならない、このことがそういう中から私は今後検討をしてやられるという長官のせつかつの御意思でありますから、私はその意思を非常に尊重して期待をいたしておるわけでございます。

いますけれども、この考え方というものを、ぜひひとつ近代的な経営者として、管理者として私どもは日本の林業をやはり国有林というものから民有林へ波及をさせて、ほんとうに近代的な経営というものが国有林がモデル・ケースとして示していくという形で行ければならないと思ひます。したがって、今日農林業という形で民有林に適用されなかつた失業保険というものが、国有林がいち早く適用してやつたことから、今日民有林の労働者は農林業という事で適用を除外されておつた失業保険が今日適用される段階にきた。これはやはり国有林の非常にいい先達だった、先べんをつけた、こういうことだと思ひます。したがって、私どもは今の組合というものは林野庁の今ところとしておる合理化計画というものについて、林力増強計画というものについて、まづこうから反対をして、何でもかんでもだめだということをやつておるのじゃないと思ひます。

非常に協力的な中に、非常にスムーズに今あなた方が考えておる合理化計画というものが進んでいっているはずなんです。そういう中で私どもは今後における労使間のあり方というふうなものについて、そういうスムーズな形でいっていくことを期待しております。そのためには、やはり林野庁当局というものが古いからを脱して、そういう近代的な経営者なり管理者という、そういう立場に立つて民有林もリードしていく、ほんとうの責任というものを感じてやつていく、そういう自覚で進んでいかなければならないのじゃないか、私どもはそう思つております。そういう意味においては私ども

も大いにそういう点については御協力を申し上げたいと思つております。したがって、今この表明のありました定員の問題についても、今直ちにことし、来年というわけにはもちろんいきませんでしょう。しかしながら、近い将来においてそういうことの実現のできるような方途に、また常用化の、雇用の安定の問題についても真剣に考えていただく、そういう方向でひとつぜひ進んでいただきたい、このことを要望しておきたいと思ひます。

○委員(長瀬源次郎君) 他に御発言もございませんければ、本案につきましては、本日はこの程度にいたしたいと思います。

これで散会いたします。
午後三時四十七分散会

昭和三十七年三月二十二日印刷

昭和三十七年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局